

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2019年4月 第2回訂正分)

トビラシステムズ株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2019年4月17日に東海財務局長に提出しており、2019年4月18日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2019年3月22日付をもって提出した有価証券届出書及び2019年4月8日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集95,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し806,600株(引受人の買取引受による売出し689,000株・オーバーアロットメントによる売出し117,600株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2019年4月16日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 3 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し117,600株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。

2 【募集の方法】

2019年4月16日に決定された引受価額(2,208円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(2,400円)で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「106,875,000」を「104,880,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「106,875,000」を「104,880,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であります。

(注) 5の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「2,400」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「2,208」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「1,104」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき2,400」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

発行価格の決定にあたりましては、2,100円以上2,400円以下の仮条件に基づいてブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数95,000株、引受人の買取引受けによる売出し689,000株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限117,600株(以下総称して「公開株式数」という。)を目途に需要の申告を受け付けました。その結果、

① 申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③ 申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における市場評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき2,400円と決定いたしました。

なお、引受価額は1株につき2,208円と決定いたしました。

2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(2,400円)と発行価額(1,785円)及び2019年4月16日に決定した引受価額(2,208円)とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 2019年3月22日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2019年4月16日に資本組入額(資本金に組入れる額)を1株につき1,104円に決定いたしました。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき2,208円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 8の全文削除

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：2 引受人は新株式払込金として、2019年4月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき2,208円)を払込むことといたします。

3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき192円)の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 上記引受人と2019年4月16日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「213,750,000」を「209,760,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「201,650,000」を「197,660,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、2019年4月5日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額197,660千円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限258,660千円については、自社システムインフラの増強に伴う設備投資資金、新規ソフトウェア開発に係るソフトウェア購買資金、技術部人員の採用費、新規ソフトウェアの開発費、トビラフォン製品・サービスの新機能開発等にかかる研究開発費及び本社オフィス移転に伴う事務所移転費に充当する予定であります。具体的には以下の投資を予定しております。

- ① サーバ機器及び検証用端末等のシステムインフラ設備の増強にかかる設備投資費として106,520千円（2019年10月期：16,520千円、2020年10月期：47,850千円、2021年10月期：42,150千円）
- ② 新規ソフトウェア開発等のための自社利用ソフトウェアの購買費用として4,500千円（2019年10月期：1,500千円、2020年10月期：1,500千円、2021年10月期：1,500千円）
- ③ 技術部人員の人材確保にかかる採用費として24,290千円（2019年10月期：6,120千円、2020年10月期：7,130千円、2021年10月期：11,040千円）
- ④ 新規ソフトウェアの開発費用として196,360千円（2019年10月期：34,120千円、2020年10月期：64,230千円、2021年10月期：98,010千円）
- ⑤ モバイル向けトビラフォンサービス及びビジネスフォン向け「トビラフォンBiz」の新機能開発等にかかる研究開発費として12,620千円（2019年10月期：12,620千円）
- ⑥ 事業及び人員拡大に伴う本社オフィス移転にかかる原状回復費等及び新事務所の敷金として23,000千円（2020年10月期：23,000千円）

残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出、投資に充当する方針であります。当該内容等について現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2019年4月16日に決定された引受価額(2,208円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,400円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,550,250,000」を「1,653,600,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,550,250,000」を「1,653,600,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し117,600株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 4、5の全文削除及び6、7の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1(注)2」を「2,400」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「2,208」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき2,400」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	大和証券株式会社	572,300株
	みずほ証券株式会社	23,400株
	SMB C日興証券株式会社	23,400株
	株式会社SBI証券	15,600株
	東海東京証券株式会社	15,600株
	いちよし証券株式会社	15,600株
	岡三証券株式会社	7,700株
	エース証券株式会社	7,700株
	マネックス証券株式会社	7,700株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき192円)の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と2019年4月16日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

8 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売いたします。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「264,600,000」を「282,240,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「264,600,000」を「282,240,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**行われる大和証券株式会社による売出しであります。

5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

(注)5の全文削除及び6の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「2,400」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき2,400」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2 売出しに必要な条件については、2019年4月16日において決定いたしました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2019年3月22日及び2019年4月5日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 117,600株
募集株式の払込金額	1株につき1,785円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 (注)
払込期日	2019年5月28日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	愛知県名古屋市中区栄3丁目4番5号 株式会社みずほ銀行 名古屋中央支店

(注) 割当価格は、2019年4月16日に2,208円で決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2019年5月23日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(117,600株)を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. 当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち17,900株について売付けることを引受人に要請し、引受人は当社の要請に基づき親引けを実施します。

当社が主幹事会社に対し、売付けることを要請している指定販売先(親引け予定先)の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け予定先の概要

① 名称	トビラシシステムズ従業員持株会	
② 本店所在地	愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号	
③ 代表者の役職・氏名	理事長 伊藤 圭	
④ 当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 親引け予定先の選定理由

当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会を親引け予定先として選定しました。

(3) 親引けしようとする株券等の数

引受人は、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による新株式発行数及び引受人の買取引受による売出株式数のうち17,900株を売付けいたします。

(4) 親引け先の株券等の保有方針

長期的に保有する方針であります。

(5) 親引け予定先における払込みに要する資金等の状況

当社は、払込に要する資金について、当社従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

(6) 親引け予定先の実態

当社の社員等で構成する従業員持株会であります。

(7) 親引けに係る株券等の譲渡制限

日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として、上場日(株式受渡期日。当日を含む)後180日目(2019年10月21日)までの期間(以下、「本確約期間」という。)継続して所有すること等の確約を書面により取り付けました。本確約期間終了後には売却等が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。主幹事会社は本確約期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

(8) 発行条件に関する事項

発行条件は、仮条件等における需要状況等を**勘案した結果決定した**募集株式発行等の発行条件と同一とすることから、親引け予定先に対して特に有利な条件ではないと考えております。

(9) 親引け後の大株主の状況

① 現在の大株主の状況

明田 篤	2,407,800株
松下 智樹	646,800株
後藤 敏仁	45,400株
株式会社Kips	20,000株

② 公募による募集株式発行、株式売出し及び親引け実施後の大株主の状況

明田 篤	1,812,800株
松下 智樹	552,800株
後藤 敏仁	45,400株
株式会社Kips	20,000株
トピラスシステムズ従業員持株会	17,900株

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出し、シンジケートカバー取引及び第三者割当増資分(最大117,600株)は考慮しておりません。

2. 親引け予定株式数は17,900株であり、2019年4月16日に決定いたしました。

(10) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項ありません。

(11) その他参考となる事項

該当事項ありません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2019年4月 第1回訂正分)

トビラシステムズ株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2019年4月8日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2019年3月22日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集95,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し806,600株(引受人の買取引受による売出し689,000株・オーバーアロットメントによる売出し117,600株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、2019年4月5日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 3 「第 1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第 2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第 2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
- 4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2019年3月22日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

(注) 3の全文削除及び4、5、6の番号変更

2 【募集の方法】

2019年4月16日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第 1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2019年4月5日開催の取締役会において決定された払込金額(1,785円)と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「164,730,000」を「169,575,000」に訂正。
「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「164,730,000」を「169,575,000」に訂正。
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「96,900,000」を「106,875,000」に訂正。
「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「96,900,000」を「106,875,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件(2,100円～2,400円)の平均価格(2,250円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 仮条件(2,100円～2,400円)の平均価格(2,250円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は213,750,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,785」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,100円以上2,400円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年4月16日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(1,785円)及び2019年4月16日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8 引受価額が発行価額(1,785円)を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受株式数(株)」の欄の引受人の引受株式数：「未定」を「大和証券株式会社95,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 上記引受人と発行価格決定日(2019年4月16日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

(注) 1 の全文及び 2 の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「193,800,000」を「213,750,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「181,700,000」を「201,650,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(2,100円～2,400円)の平均価格(2,250円)を基礎として算出した見込額であります。2019年4月5日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額201,650千円及び「1 新規発行株式」の(注) 4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限263,360千円については、自社システムインフラの増強に伴う設備投資資金、新規ソフトウェア開発に係るソフトウェア購買資金、技術部人員の採用費、新規ソフトウェアの開発費、トビラフォン製品・サービスの新機能開発等にかかる研究開発費及び本社オフィス移転に伴う事務所移転費に充当する予定であります。具体的には以下の投資を予定しております。

- ① サーバ機器及び検証用端末等のシステムインフラ設備の増強にかかる設備投資費として106,520千円（2019年10月期：16,520千円、2020年10月期：47,850千円、2021年10月期：42,150千円）
- ② 新規ソフトウェア開発等のための自社利用ソフトウェアの購買費用として4,500千円（2019年10月期：1,500千円、2020年10月期：1,500千円、2021年10月期：1,500千円）
- ③ 技術部人員の人材確保にかかる採用費として24,290千円（2019年10月期：6,120千円、2020年10月期：7,130千円、2021年10月期：11,040千円）
- ④ 新規ソフトウェアの開発費用として196,360千円（2019年10月期：34,120千円、2020年10月期：64,230千円、2021年10月期：98,010千円）
- ⑤ モバイル向けトビラフォンサービス及びビジネスフォン向け「トビラフォンBiz」の新機能開発等にかかる研究開発費として12,620千円（2019年10月期：12,620千円）
- ⑥ 事業及び人員拡大に伴う本社オフィス移転にかかる原状回復費等及び新事務所の敷金として23,000千円（2020年10月期：23,000千円）

残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出、投資に充当する方針であります、当該内容等について現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,405,560,000」を「1,550,250,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,405,560,000」を「1,550,250,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 4 売出価額の総額は、仮条件(2,100円～2,400円)の平均価格(2,250円)で算出した見込額であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「239,904,000」を「264,600,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「239,904,000」を「264,600,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 5 売出価額の総額は、仮条件(2,100円～2,400円)の平均価格(2,250円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2019年3月22日及び2019年4月5日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 117,600株
募集株式の払込金額	1株につき1,785円
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	2019年5月28日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	愛知県名古屋市中区栄3丁目4番5号 株式会社みずほ銀行 名古屋中央支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2019年5月23日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. 当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち20,000株を上限として売付けることを引受人に要請しております。

当社が主幹事会社に対し、売付けることを要請している指定販売先(親引け予定先)の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け予定先の概要

① 名称	トピラシステムズ従業員持株会	
② 本店所在地	愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号	
③ 代表者の役職・氏名	理事長 伊藤 圭	
④ 当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 親引け予定先の選定理由

当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会を親引け予定先として選定しました。

(3) 親引けしようとする株券等の数

20,000株を上限として、公募増資等の価格等とあわせて2019年4月16日に決定する予定であります。

(4) 親引け先の株券等の保有方針

長期的に保有する方針であります。

(5) 親引け予定先における払込みに要する資金等の状況

当社は、払込に要する資金について、当社従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

(6) 親引け予定先の実態

当社の社員等で構成する従業員持株会であります。

(7) 親引けに係る株券等の譲渡制限

日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として、上場日(株式受渡期日。当日を含む)後180日目(2019年10月21日)までの期間(以下、「本確約期間」という。)継続して所有すること等の確約を書面により取り付けます。本確約期間終了後には売却等が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。主幹事会社は本確約期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

(8) 発行条件に関する事項

発行条件は、仮条件等における需要状況等を勘案した上で決定する募集株式発行等の発行条件と同一とすることから、親引け予定先に対して特に有利な条件ではないと考えております。

(9) 親引け後の大株主の状況

① 現在の大株主の状況

明田 篤	2,407,800株
松下 智樹	646,800株
後藤 敏仁	45,400株
株式会社Kips	20,000株

② 公募による募集株式発行、株式売出し及び親引け実施後の大株主の状況

明田 篤	1,812,800株
松下 智樹	552,800株
後藤 敏仁	45,400株
株式会社Kips	20,000株
トビラシステムズ従業員持株会	20,000株

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出し、シンジケートカバー取引及び第三者割当増資分(最大117,600株)は考慮しておりません。

2. 親引け予定株式数は上限である20,000株として算定しており、公募増資等の価格等の決定日(2019年4月16日)において変更される可能性があります。

(10) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項ありません。

(11) その他参考となる事項

該当事項ありません。



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2019年3月

トビラシステムズ株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式164,730千円(見込額)の募集及び株式1,405,560千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式239,904千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2019年3月22日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

トビラシシステムズ株式会社

愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1

経営方針

企業理念

私たちの生活 私たちの世界を
よりよい未来につなぐトビラになる

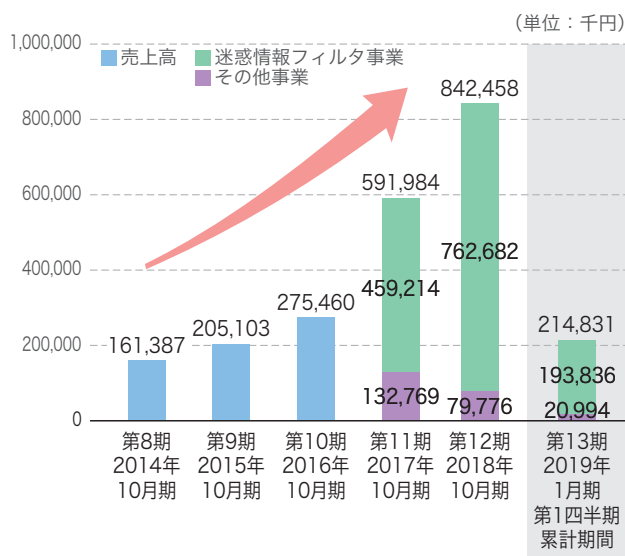
事業展開方針

誰かがやらなければならないが、誰もが実現できていない社会的課題の解決を革新的なテクノロジーで実現する事

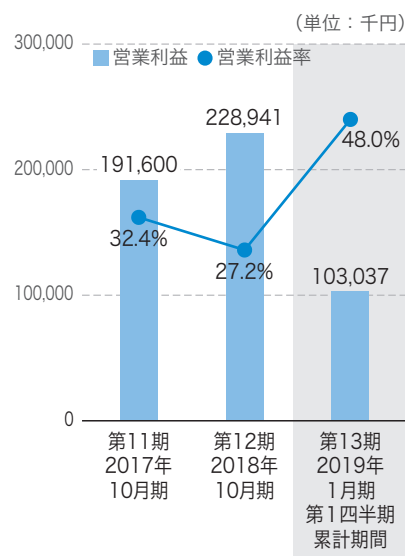
2

事業の概況

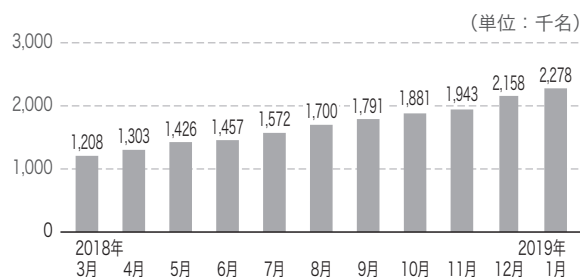
売上高構成



営業利益／営業利益率



迷惑情報フィルタサービスの月間利用者数(※1)



※1 月間利用者数は、当社の製品・サービスを利用しているユーザーのうち、電話番号リストの自動更新またはアプリの起動等により、当月に1回以上、当社サーバへアクセスが行われたユーザー数です。なお、1ユーザーが複数の携帯端末等を所有しそれぞれで当社サービスの利用契約を行い、各端末等から当社サーバへのアクセスがなされた場合には、複数ユーザーとして重複カウントしております。

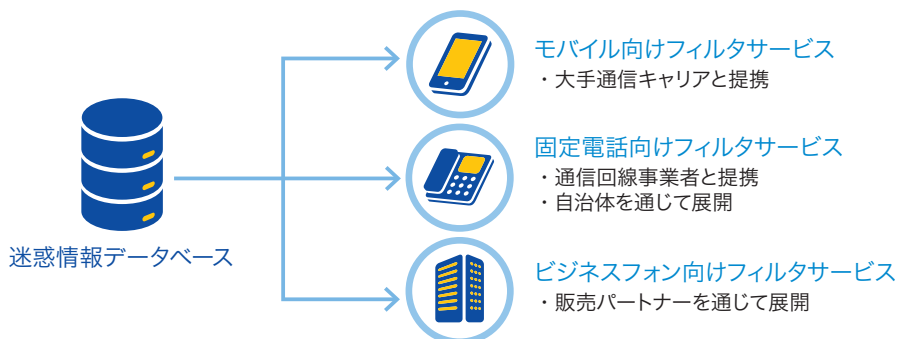
3 事業の内容

当社は、スマートフォンを始めとするデジタルデバイスが普及していく中で、データベーステクノロジー（※2）を活用し、利用者が特段意識することなくこれらの脅威から守られるセキュリティ製品・サービスを提供しております。

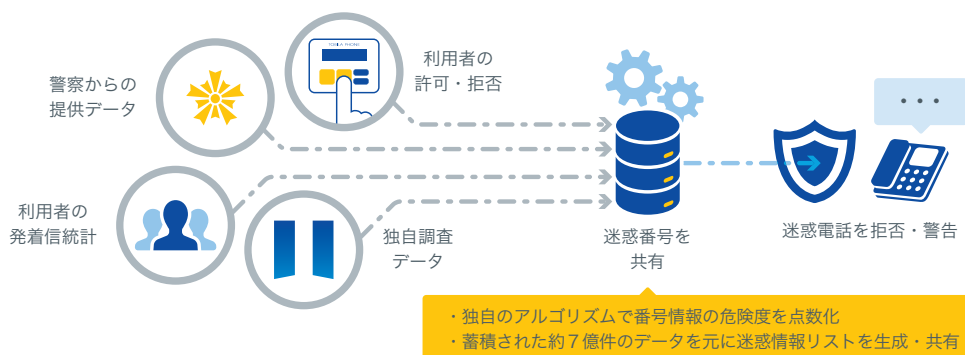
※2 デジタル技術の進化に伴い、様々な情報がデータベースにログ情報として蓄積できるようになりました。当社では、独自の調査とデータ収集活動により収集した様々なデータベースを統合・解析し、機械学習を活用した分析を行うことにより、リスク検知に有用な情報として加工する技術を有しており、このことを「データベーステクノロジー」と表現しております。

迷感情報フィルタ事業

当社は、2011年6月、悪質な迷惑電話や詐欺電話を防止する「トビラフォン」を自社製品として開発し、販売を開始しました。同製品の販売以降、「トビラフォン」の電話番号データベース、迷惑電話番号解析アルゴリズムを活用して、スマートフォンやフィーチャーフォン等のモバイル端末及び固定回線向けのアプリやサービスの提供、法人向けに「トビラフォン」の機能を強化した「トビラフォン Biz 光回線用」の販売を行う等、迷感情報フィルタの新たな製品・サービス展開を行っております。



当社では、常に最新の迷惑電話の活動状況に関する調査を行うことを目的とし、当社の迷感情報フィルタの利用者が行う着信許可・拒否登録、利用者のアプリやサービスから得られるログ情報、警察等の公的機関による情報提供、及び当社の調査活動等、日々膨大なデータを収集・蓄積しております。「トビラフォン」は、これらの収集・蓄積されたデータを元に当社独自の迷惑電話番号抽出技術を用いることで、利用者に着信した電話が迷惑電話かどうかの判別を行い、迷惑電話と判別された電話番号について、自動的に着信拒否や警告レベルに応じた「危険」「警告」の表示が適用される従来にはないセキュリティシステムです。



① モバイル向けフィルタサービス

ソフトバンク株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社といった国内の主な通信キャリアと提携し、各通信キャリアが提供するオプションパックに含まれる複数のサービスの1つとして、当社の迷惑情報フィルタアプリを各通信キャリアのアプリという形で、エンドユーザーに提供しております。

各通信キャリアのオプションパックに加入した契約者は当社の迷惑情報フィルタアプリをダウンロードすることで迷惑電話フィルタ機能を利用することが出来るようになるほか、モバイル端末の電話帳等に登録をしていない電話番号であっても、当社の電話番号データベースに蓄積された情報をもとに公共施設や企業等の名称を自動的に表示する機能を利用することが可能となります。

モバイル向けアプリ・サービス及び、着信イメージ

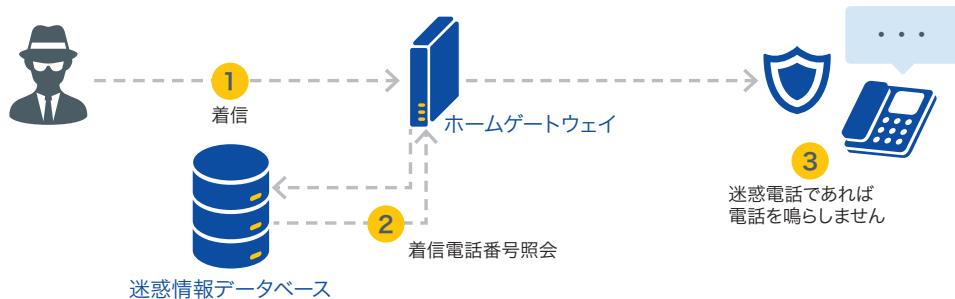


② 固定電話向けフィルタサービス

当社は、通信回線事業者のオプションパックとして、IP電話向けの迷惑情報フィルタサービスを提供しており、通信回線事業者のオプションサービス契約数に応じた従量課金による契約を締結しております。

IP電話を利用するためには通信回線事業者が提供するホームゲートウェイ（※3）を介して、インターネットと固定電話の接続が必要となりますが、通信回線事業者が提供するホームゲートウェイに当該サービスに係るアプリケーションが内蔵されており、利用者はオプションパックの利用申し込みを行うことで、迷惑情報フィルタサービスの利用が可能となります。利用者の固定電話に着信があった際に、着信電話番号が迷惑電話に該当するかどうか当社データベースに自動的に照会をすることで判別を行い、迷惑電話と判別された電話番号については自動的に呼び出し音を鳴らさない仕組みとなっております。

※3 ホームゲートウェイとは、光回線によるインターネットサービスにおいて、複数の機器を相互に接続する光電話対応ルータを指します。



2018年10月期において、当社のIP電話向け売上が全体の売上に占める割合は5%程度ですが、各通信回線事業者を通じたサービス契約数は拡大し続けております。

また、従来の電話回線向けの製品として「トビラフォン」の電話機外付け型端末を販売しており、自治体等の実証実験事業における外付け型端末の販売・レンタルを主たる商流としております。

当該実証実験は、特殊詐欺被害防止施策として自治体等が地域住民に対して「トビラフォン」を無償貸与し、その効果を検証するものであり、当社は「トビラフォン」の提供の他、パンフレットやレポートの作成、アンケートの実施等を行っております。

なお、その他の商流としては、当社からエンドユーザーへの直接販売等もあります。



③ ビジネスフォン向けフィルタサービス

「トビラフォン」にクラウドサーバにおける通話録音システムや集中型管理システムの機能を追加した「トビラフォンBiz 光回線用」を販売しております。

モバイル向けフィルタサービス、固定電話向けフィルタサービスが一般消費者（個人）を対象としている一方、「トビラフォンBiz 光回線用」は企業を対象としており、導入により、通話情報の録音、着信履歴の管理・共有、不要なセールス電話等迷惑電話の自動拒否による業務の効率化やサービス品質の向上、コンプライアンスの強化を図ることができます。



■ その他事業

ホームページの制作運営支援システム「HP4U」の販売及びシステムの受託開発等を行っております。



4

今後の取り組み

■ アライアンスパートナー網の拡大及び協力関係の深耕

当社が中長期的な成長を持続し、当社事業の更なる発展・拡大をしていくためには、①未開拓となっている通信キャリアや通信回線事業者等に対する提案活動を通じ、固定電話向けフィルタサービスの提供に係るアライアンスパートナー網の拡大を図ること、②既存のアライアンスパートナーへの販売活動支援等による協力関係の深耕により、ビジネスフォンの販売拡大を図ることが重要と考えております。

今後も、アライアンスパートナー網の拡大及び協力関係の深耕への注力を継続していくことで、より一層の事業拡大を図ってまいります。

■ 利用者数の増加及び新機能の提供による収益拡大

当社は、主に通信キャリアやIP電話を提供する通信回線事業者のオプション契約を通じて、迷惑電話情報等のフィルタサービスを提供しております。このうち、利用者数の増加が当社収益の増加に直接的に寄与するのは主に固定電話向けフィルタサービスであり、モバイル向けフィルタサービスの収益は各通信キャリアとの契約条件によって異なるため、必ずしも利用者数の増減が直接的に収益に影響を与えるものにはなっておりません。その一方で、利用者数の増加により契約更新時等において有利な契約条件による更改交渉がしやすくなる影響もあると認識しております。

従って、当社が今後更なる収益拡大を目指す上では、当社サービスの利用者数の増加が極めて重要であると考えており、加えて、新機能の提供による収益獲得手段の拡充が重要であると考えております。

■ 新規・周辺ビジネスの立ち上げ

複数のビジネスモデルを持ち、より頑強な組織へと成長していくことが、今後の発展において重要であると考えております。今後は、迷惑情報フィルタ事業で培ったデータベースのノウハウを活用し、新たな事業領域への拡張のみならず、新しいビジネスモデルの展開も積極的に検討してまいります。具体的には、現在法人向けに提供している「トビラフォンBiz」の発展サービスとして、従業員の所有する携帯電話を会社の内線電話機として取り扱え、発信時において安価な通話料で通話できるシステムの開発による新たな課金サービスや、利用者が不要と感じるウェブ上の広告や危険なサイトへ誘導する広告をフィルタするアプリ「Netcomfy」の収益化などを検討し、業績の拡大を図ってまいります。

新規サービス



データベース



法人向けサービス

従業員の所有する携帯電話を会社の内線電話機として取り扱え、発信時において安価な通話料で通話できるシステムの開発



広告フィルタサービス

危険なサイトへ誘導する広告をフィルタ

5 業績等の推移

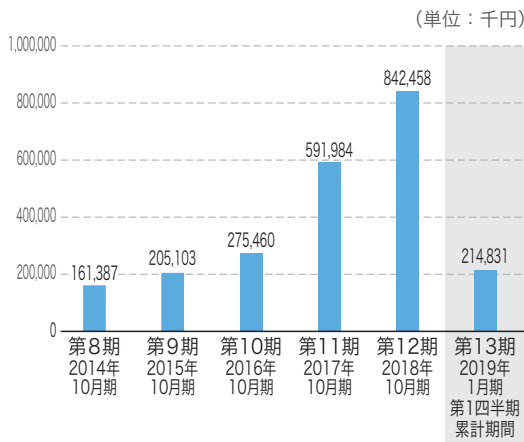
主要な経営指標等の推移

回 次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期第1四半期
決 算 年 月	2014年10月	2015年10月	2016年10月	2017年10月	2018年10月	2019年1月
売上高 (千円)	161,387	205,103	275,460	591,984	842,458	214,831
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△5,690	△32,949	11,695	192,225	222,748	102,930
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△) (千円)	1,187	△33,299	17,298	109,416	147,942	67,050
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	47,850	50,700	50,700	50,700	52,300	52,300
発行済株式総数						
普通株式 (株)	600	600	600	600	31,200	3,120,000
A種優先株式 (株)	105	105	105	105	—	—
純資産額 (千円)	62,865	29,566	46,865	119,722	270,864	337,915
総資産額 (千円)	166,031	275,016	265,457	413,809	469,150	546,737
1株当たり純資産額 (円)	45,276.12	△10,222.46	18,608.45	37.07	86.82	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△) (円)	△995.53	△58,473.57	25,855.91	36.36	47.75	21.49
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	37.9	10.8	17.7	28.9	57.7	61.8
自己資本利益率 (%)	1.9	—	45.3	131.4	75.8	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	166,448	215,264	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△61,798	△52,121	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△27,084	△133,982	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	196,439	226,249	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	17 (6)	22 (6)	21 (8)	37 (9)	43 (12)	— (—)

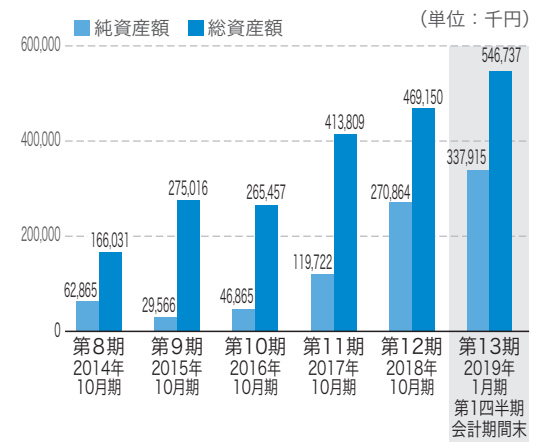
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 第10期、第11期、第12期及び第13期第1四半期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
7. 当社は第11期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第8期、第9期及び第10期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パート・アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。)については、()内に年間の平均雇用人員数を外数で記載しております。
9. 第11期及び第12期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けておりますが、第8期、第9期及び第10期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。第13期第1四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人による四半期レビューを受けております。
10. 当社は、2018年1月26日付で株式1株につき50株の割合で株式分割を、2019年1月16日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、2017年8月10日付で、A種優先株式85株を自己株式として取得し、対価として当社定款に基づく金銭を交付しております。加えて、当社は、2017年11月30日付で、株式取得請求権の行使があったA種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式20株につき普通株式20株を交付しております。また、2017年12月13日付で当該A種優先株式をすべて消却しております。なお、当社は、2018年1月26日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
12. 当社は、2018年1月26日付で株式1株につき50株、2019年1月16日付で株式1株につき100株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
- なお、第8期、第9期及び第10期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、三優監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期第1四半期
決 算 年 月	2014年10月	2015年10月	2016年10月	2017年10月	2018年10月	2019年1月
1株当たり純資産額 (円)	9.06	△2.04	3.72	37.07	86.82	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△) (円)	△0.20	△11.69	5.17	36.36	47.75	21.49
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

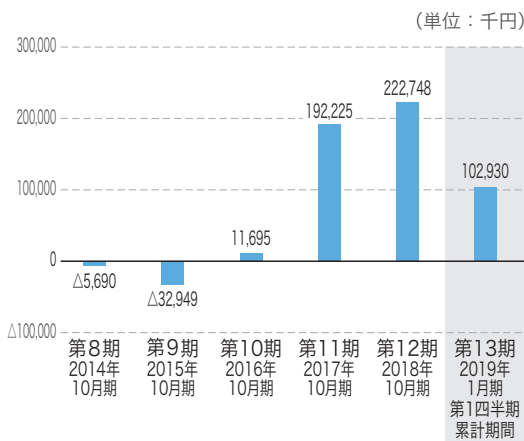
売上高



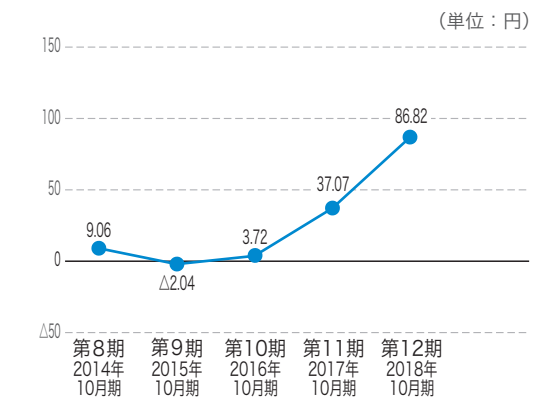
純資産額／総資産額



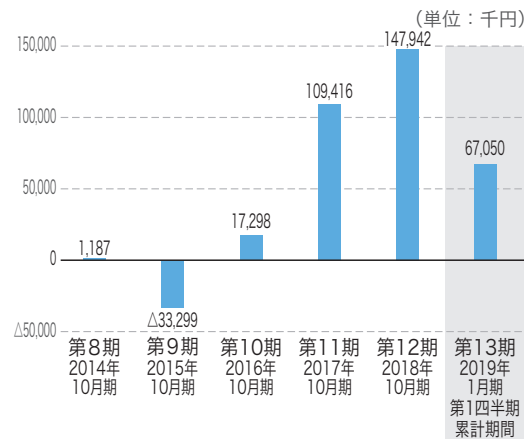
経常利益又は経常損失 (△)



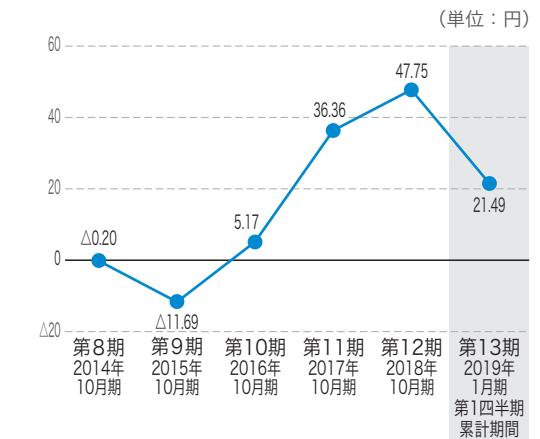
1株当たり純資産額



当期 (四半期) 純利益又は当期純損失 (△)



1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は当期純損失金額 (△)



(注) 当社は、2018年1月26日付で株式1株につき50株、2019年1月16日付で株式1株につき100株の分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は当期純損失金額 (△)」の各グラフでは、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の数値を表記しております。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	6
5 【新規発行による手取金の使途】	7
第2 【売出要項】	8
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	8
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	9
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	11
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	12
第二部 【企業情報】	14
第1 【企業の概況】	14
1 【主要な経営指標等の推移】	14
2 【沿革】	16
3 【事業の内容】	17
4 【関係会社の状況】	24
5 【従業員の状況】	24
第2 【事業の状況】	25
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	25
2 【事業等のリスク】	28
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	32
4 【経営上の重要な契約等】	37
5 【研究開発活動】	37
第3 【設備の状況】	38
1 【設備投資等の概要】	38
2 【主要な設備の状況】	39
3 【設備の新設、除却等の計画】	39

第4	【提出会社の状況】	40
1	【株式等の状況】	40
2	【自己株式の取得等の状況】	49
3	【配当政策】	50
4	【株価の推移】	50
5	【役員の状況】	51
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	53
第5	【経理の状況】	58
1	【財務諸表等】	59
第6	【提出会社の株式事務の概要】	98
第7	【提出会社の参考情報】	99
1	【提出会社の親会社等の情報】	99
2	【その他の参考情報】	99
第四部	【株式公開情報】	100
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	100
第2	【第三者割当等の概況】	102
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	102
2	【取得者の概況】	103
3	【取得者の株式等の移動状況】	105
第3	【株主の状況】	106
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2019年3月22日
【会社名】	トビラシシステムズ株式会社
【英訳名】	Tobira Systems Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 明田 篤
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号
【電話番号】	050-5533-3720(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 後藤 敏仁
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号
【電話番号】	050-5533-3720(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 後藤 敏仁
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 164,730,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,405,560,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 239,904,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	95,000(注)3	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 2019年3月22日開催の取締役会決議によっております。

- 2 当社は、2019年3月22日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

- 3 発行数については、2019年4月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

- 4 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。

- 5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2019年3月22日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

- 6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

2 【募集の方法】

2019年4月16日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2019年4月5日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	95,000	164,730,000	96,900,000
計(総発行株式)	95,000	164,730,000	96,900,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,040円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,040円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は193,800,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2019年4月18日(木) 至 2019年4月23日(火)	未定 (注) 4	2019年4月24日(水)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2019年4月5日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年4月16日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 2019年4月5日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び2019年4月16日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 2019年3月22日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2019年4月16日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、2019年4月25日(木)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込みに先立ち、2019年4月9日から2019年4月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「４ 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 名古屋中央支店	愛知県名古屋市中区栄３丁目４番５号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはい行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2019年4月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	95,000	—

(注) 1 引受株式数は、2019年4月5日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日(2019年4月16日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
193,800,000	12,100,000	181,700,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,040円)を基礎として算出した見込額であります。2019年4月5日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額181,700千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限238,904千円については、自社システムインフラの増強に伴う設備投資資金、新規ソフトウェア開発に係るソフトウェア購買資金、技術部人員の採用費、新規ソフトウェアの開発費、トビラフォン製品・サービスの新機能開発等にかかる研究開発費及び本社オフィス移転に伴う事務所移転費に充当する予定であります。具体的には以下の投資を予定しております。

- ① サーバ機器及び検証明用端末等のシステムインフラ設備の増強にかかる設備投資費として106,520千円(2019年10月期:16,520千円、2020年10月期:47,850千円、2021年10月期:42,150千円)
- ② 新規ソフトウェア開発等のための自社利用ソフトウェアの購買費用として4,500千円(2019年10月期:1,500千円、2020年10月期:1,500千円、2021年10月期:1,500千円)
- ③ 技術部人員の人材確保にかかる採用費として24,290千円(2019年10月期:6,120千円、2020年10月期:7,130千円、2021年10月期:11,040千円)
- ④ 新規ソフトウェアの開発費用として196,360千円(2019年10月期:34,120千円、2020年10月期:64,230千円、2021年10月期:98,010千円)
- ⑤ モバイル向けトビラフォンサービス及びビジネスフォン向け「トビラフォンBiz」の新機能開発等にかかる研究開発費として12,620千円(2019年10月期:12,620千円)
- ⑥ 事業及び人員拡大に伴う本社オフィス移転にかかる原状回復費等及び新事務所の敷金として23,000千円(2020年10月期:23,000千円)

残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出、投資に充当する方針であります。当該内容等について現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 1 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。
- 2 「トビラフォン」は、収集・蓄積されたデータを元に当社独自の迷惑番号抽出技術を用いることで、利用者に着信した電話が迷惑電話かどうかの判別を行い、迷惑電話と判別された電話番号について、自動的に着信拒否や警告レベルに応じた「危険」「警告」の表示が適用される従来にはないセキュリティシステムです。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2019年4月16日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	689,000	1,405,560,000	愛知県名古屋市中区 明田 篤 595,000株 東京都港区 松下 智樹 94,000株
計(総売出株式)	—	689,000	1,405,560,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,040円)で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2019年 4月18日(木) 至 2019年 4月23日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委託販 売先金融商品取引業者 の本支店及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社S B I 証券 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 岡三証券株式会社 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号 エース証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日(2019年4月16日)に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

- 4 上記引受人と2019年4月16日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(2019年4月25日(木))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。
- 8 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	117,600	239,904,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	117,600	239,904,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2019年4月25日から2019年5月23日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,040円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2019年 4月18日(木) 至 2019年 4月23日(火)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(2019年4月16日)において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(2019年4月25日(木))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社(以下、「主幹事会社」という。))として、2019年4月25日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2019年3月22日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。))の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 117,600株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	2019年5月28日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	愛知県名古屋市中区栄3丁目4番5号 株式会社みずほ銀行 名古屋中央支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2019年5月23日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である明田篤、売出人である松下智樹、並びに当社の株主である後藤敏仁及び株式会社Kipsは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後90日目(2019年7月23日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所での売却等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社の第4回新株予約権者である結城卓也、坂倉翼、岩井健治は、保有する第4回新株予約権について、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社第4回新株予約権及び同新株予約権を行使して取得した普通株式の売却等(ただし、新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所での売却等を除く。)を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、グリーンシュエアオプション、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち20,000株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 8 期	第 9 期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2014年10月	2015年10月	2016年10月	2017年10月	2018年10月
売上高 (千円)	161,387	205,103	275,460	591,984	842,458
経常利益 又は経常損失(△) (千円)	△5,690	△32,949	11,695	192,225	222,748
当期純利益 又は当期純損失(△) (千円)	1,187	△33,299	17,298	109,416	147,942
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	47,850	50,700	50,700	50,700	52,300
発行済株式総数					
普通株式 (株)	600	600	600	600	31,200
A種優先株式	105	105	105	105	—
純資産額 (千円)	62,865	29,566	46,865	119,722	270,864
総資産額 (千円)	166,031	275,016	265,457	413,809	469,150
1株当たり純資産額 (円)	45,276.12	△10,222.46	18,608.45	37.07	86.82
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり 当期純利益金額又は 当期純損失金額(△) (円)	△995.53	△58,473.57	25,855.91	36.36	47.75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	37.9	10.8	17.7	28.9	57.7
自己資本利益率 (%)	1.9	—	45.3	131.4	75.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	166,448	215,264
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△61,798	△52,121
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△27,084	△133,982
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	—	—	196,439	226,249
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	17 〔6〕	22 〔6〕	21 〔8〕	37 〔9〕	43 〔12〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
第10期、第11期及び第12期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
7. 当社は第11期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第8期、第9期及び第10期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パート・アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。)については、〔 〕内に年間の平均雇用人員数を外数で記載しております。
9. 前事業年度(第11期)及び当事業年度(第12期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けておりますが、第8期、第9期及び第10期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
10. 当社は、2018年1月26日付で株式1株につき50株の割合で株式分割を、2019年1月16日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、2017年8月10日付で、A種優先株式85株を自己株式として取得し、対価として当社定款に基づく金銭を交付しております。加えて、当社は、2017年11月30日付で、株式取得請求権の行使があったA種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式20株につき普通株式20株を交付しております。また、2017年12月13日付で当該A種優先株式をすべて消却しております。なお、当社は、2018年1月26日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
12. 当社は、2018年1月26日付で株式1株につき50株、2019年1月16日付で株式1株につき100株の分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
- なお、第8期、第9期及び第10期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、三優監査法人の監査を受けておりません。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2014年10月	2015年10月	2016年10月	2017年10月	2018年10月
1株当たり純資産額 (円)	9.06	△2.04	3.72	37.07	86.82
1株当たり 当期純利益金額又は 当期純損失金額(△) (円)	△0.20	△11.69	5.17	36.36	47.75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
2006年12月	岐阜県大垣市において、株式会社A&A t e c n o l o g i a を設立
2008年 8 月	本社を愛知県名古屋市中区丸の内に移転
2010年 5 月	「トビラシステムズ株式会社」に社名を変更
2011年 2 月	大阪営業所を大阪府大阪市中央区瓦町に開設
2011年 6 月	迷惑電話の社会問題解決を目的とした迷惑電話フィルタ「トビラフォン」を開発、販売開始
2012年 1 月	愛知県警察と特殊詐欺電話の実証実験に関する覚書締結
2012年 3 月	以降、各都道府県警察との覚書締結を進め、特殊詐欺対策に関する情報提供を受ける体制を構築
2013年 2 月	第三者割当増資により資本金を30,000千円に増資
2013年 2 月	第三者割当増資により資本金を47,850千円に増資
2013年 2 月	株式会社ウィルコム(現ソフトバンク株式会社)と迷惑電話データベース提供契約締結
2013年 5 月	東京支店を東京都港区新橋に開設
2014年 6 月	マカフィー株式会社とスマートフォンアプリ「あんしんナンバーチェック」用の電話番号データベース提供の覚書締結
2015年 1 月	資本準備金からの組入れにより資本金を50,700千円に変更
2015年 3 月	警察庁と特殊詐欺電話に関する覚書を締結し、特殊詐欺対策に関する情報提供を受ける体制を構築
2015年 7 月	スマートフォン用迷惑電話フィルタアプリを株式会社NTTドコモの「あんしんナンバーチェック」として、オプション契約「あんしんバック」に含めて提供開始
2015年11月	本社を愛知県名古屋市中区錦に移転
2015年11月	大阪営業所を大阪府大阪市北区天神橋に移転
2015年11月	フィーチャーフォン用迷惑電話フィルタアプリをソフトバンク株式会社の「迷惑電話ブロック」として提供開始
2016年 2 月	スマートフォンアプリ「トビラフォンモバイル for au」をKDDI株式会社のauスマートパスプラットフォームを通じて提供開始
2016年11月	スマートフォン用迷惑電話フィルタアプリをソフトバンク株式会社の「迷惑電話ブロック」として、オプション契約「iPhone基本パック」「スマートフォン基本パック」に含めて提供開始
2017年 4 月	ホームゲートウェイ光電話向け迷惑電話フィルタを中部テレコミュニケーション株式会社の「あんしん電話着信サービス」として、オプション契約「光電話付加サービス 割引パックPlus」に含めて販売開始
2017年 4 月	東京支店を東京都千代田区丸の内に移転
2017年 6 月	ビジネスフォン向け迷惑電話フィルタ「トビラフォンBiz 光回線用」の販売を開始
2017年12月	ドコモケータイ(iPhone)向け迷惑電話フィルタアプリを株式会社NTTドコモの「あんしんナンバーチェック」として、オプション契約「あんしんバック」に含めて提供開始
2018年 3 月	ホームゲートウェイ光電話向け迷惑電話フィルタをKDDI株式会社の「迷惑電話 発着信ブロック」として、オプション契約「電話オプションパックEX」に含めて提供開始

3 【事業の内容】

当社は「私たちの生活 私たちの世界を よりよい未来につなぐトピラになる」を理念として掲げ、この企業理念に基づき、「誰かがやらなければならないが、誰もが実現できていない社会的課題の解決を革新的なテクノロジーで実現する事」を事業展開方針の軸としております。インターネットテクノロジーが急速に進化している現代社会において、インターネットテクノロジーはますます複雑化しており、これを逆手にとって悪用する犯罪や安心・安全な生活を脅かす脅威はますます大きくなっております。

当社は、スマートフォンを始めとするデジタルデバイスが普及していく中で、データベーステクノロジー(※1)を活用し、利用者が特段意識することなくこれらの脅威から守られるセキュリティ製品・サービスを提供しております。具体的には、当社は日本全国の迷惑電話番号等に関する情報を網羅的に収集(※2)し、データベースを用いた独自の迷惑電話番号抽出技術(※3)により生成された迷惑電話番号リストを日々更新しております。当社はこの迷惑電話番号リストを参照して迷惑電話への該当有無を自動的に判別し、特殊詐欺等の被害を防止するためのセキュリティ製品及びサービスを独自開発し、提供しております。

- ※1 デジタル技術の進化に伴い、様々な情報がデータベースにログ情報として蓄積できるようになりました。当社では、独自の調査とデータ収集活動により収集した様々なデータベースを統合・解析し、機械学習を活用した分析を行うことにより、リスク検知に有用な情報として加工する技術を有しており、このことを「データベーステクノロジー」と表現しております。
- ※2 2018年10月末現在において、企業や店舗、公共施設等の電話番号情報を5,200,000件以上、うち迷惑電話番号に関する情報を30,000件以上データベース化しております。また、これらの情報は日々更新され、高品質なデータベースの維持・向上に努めております。
- ※3 当社では、警察等の公的機関による情報提供、利用者からの着信拒否、許可といったフィードバック情報や、当社による独自の調査活動を通じて、電話番号ごとに迷惑度合いの点数化を行い、データベースに蓄積しております。このデータベースに蓄積された情報から、特殊詐欺など犯罪に利用された電話番号やしつこいセールの電話番号など、迷惑電話をかける可能性のある番号を、統計や機械学習を用いた当社独自のアルゴリズムにより自動的に迷惑電話番号候補として抽出し、当社技術者が迷惑電話番号リストへの登録要否を最終判断することをもって、迷惑電話番号リストを作成・更新しております。

電話を用いた詐欺は特殊詐欺の1つとされ、近年、被害額が増加し、社会問題となっています。警察庁の発表した「平成29年の特殊詐欺認知・検挙状況等について(確定値版)」によれば、行政による啓蒙活動や民間の報道等により、特殊詐欺に関する被害額、被害認知件数ともに2009年に減少しましたが、その後、被害認知件数は再び増加し、2018年まで7年連続で増加しています。被害額についても2014年をピークとして減少傾向にあるものの、2017年において依然約390億円の被害が生じております。特殊詐欺の被害は、その95%が「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「還付金詐欺」の3手口によるものであり、これらの多くは電話をきっかけとした犯罪が多く、特殊詐欺対策には、詐欺電話に出ない仕組みを導入することが有効であることが警察からも認められております。

当社はこのような社会問題の一つである特殊詐欺の防止に有効な製品・サービスとして、迷惑電話番号リストを活用し、利用者にとって未知の迷惑電話番号であっても自動的に着信拒否設定がなされる「迷惑情報フィルタ事業」を主要事業として展開しております。

同事業は、自社の得意分野にリソースを集中するため、プロモーションや販売代金の回収については主に通信キャリアや通信回線事業者といった提携先により実施されており、顧客獲得コストの低い収益モデルとなっております。また、これらの通信キャリアや通信回線事業者、メーカー、自治体等との提携によるBtoBtoCの販路により、安定的な顧客基盤を構築しており、本書提出日現在における迷惑情報フィルタの月間利用者数(※4)は220万人を超えております。

※4 月間利用者数は、当社の製品・サービスを利用しているユーザーのうち、電話番号リストの自動更新またはアプリの起動等により、当月に1回以上、当社サーバへアクセスが行われたユーザー数です。なお、1ユーザーが複数の携帯端末等を所有しそれぞれで当社サービスの利用契約を行い、各端末等から当社サーバへのアクセスがなされた場合には、複数ユーザーとして重複カウントしております。

なお、当社の報告セグメントは、「迷惑情報フィルタ事業」と「その他事業」であり、各事業の具体的な内容は次のとおりです。

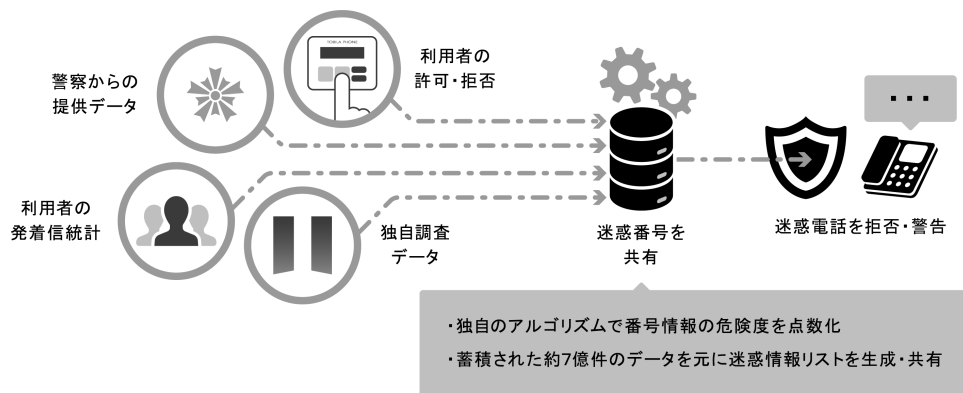
(1) 迷惑情報フィルタ事業

当社は、2011年6月、悪質な迷惑電話や詐欺電話を防止する「トビラフォン」を自社製品として開発し、販売を開始しました。同製品の販売以降、「トビラフォン」の電話番号データベース、迷惑電話番号解析アルゴリズムを活用して、スマートフォンやフィーチャーフォン等のモバイル端末及び固定回線向けのアプリやサービスの提供、法人向けに「トビラフォン」の機能を強化した「トビラフォンBiz 光回線用」の販売を行う等、迷惑情報フィルタの新たな製品・サービス展開を行っております。

当社では、常に最新の迷惑電話の活動状況に関する調査を行うことを目的とし、当社の迷惑情報フィルタの利用者が行う着信許可・拒否登録、利用者のアプリやサービスから得られるログ情報、警察等の公的機関による情報提供、及び当社の調査活動等、日々膨大なデータを収集・蓄積しております。これらのデータは、上述のデータベース化された電話番号情報の元になるものであり、当社の管理サーバには2019年1月末までの累計で約7億件の調査分析用データが収集・蓄積されております。

「トビラフォン」は、これらの収集・蓄積されたデータを元に当社独自の迷惑電話番号抽出技術を用いることで、利用者に着信した電話が迷惑電話かどうかの判別を行い、迷惑電話と判別された電話番号について、自動的に着信拒否や警告レベルに応じた「危険」「警告」の表示が適用される従来にはないセキュリティシステムです。また、公的機関や法人の電話番号など公開された電話番号もデータベース化されており、予め携帯電話の電話帳に登録されていなくても、自動的に発信者情報を表示する仕組みにより、安心して通話できる社会の実現に貢献しております。

なお、当社は、これらの技術開発について積極的な研究開発活動と知財戦略を行ってきており、本書提出日現在において国内外にて13件の特許を出願し、うち10件の特許を取得しております。



当社の迷惑情報フィルタ事業は、「モバイル向けフィルタサービス」、「固定電話向けフィルタサービス」、「ビジネスフォン向けフィルタサービス」の3つのサービスから構成されており、サービス別の内容は以下のとおりです。

① モバイル向けフィルタサービス

ソフトバンク株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社といった国内の主な通信キャリアと提携し、各通信キャリアが提供するオプションパックに含まれる複数のサービスの1つとして、当社の迷惑情報フィルタアプリを各通信キャリアのアプリという形で、エンドユーザーに提供しております。

オプションパックは、「iPhone基本パック」や「あんしんパック」等の名称で販売されており、他社が提供する「危険サイトの検知サービス」や、「危険Wi-Fi対策サービス」等、様々なサービスとセットで提供されております。携帯電話の利用者の多くは、携帯電話の契約を行う際に、通信キャリアの店頭でオプションパックの商品内容について対面での説明を受けることが多く、当該説明を踏まえてオプションパック加入の是非を検討しております。

各通信キャリアのオプションパックに加入した契約者は当社の迷惑情報フィルタアプリをダウンロードすることで迷惑電話フィルタ機能を利用することが出来るようになるほか、モバイル端末の電話帳等に登録をしていない電話番号であっても、当社の電話番号データベースに蓄積された情報をもとに公共施設や企業等の名称を自動的に表示する機能を利用することが可能となります。

また、一部の通信キャリアに対しては、当社独自のアルゴリズムにより収集・分析した迷惑メールデータベースを活用し、詐欺につながるテキスト情報を含むメールやSMSをフィルタする「迷惑メールフィルタ機能」の提供も行っております。迷惑メールデータベースは、利用者へ届くメールやSMS情報を収集・分析し、迷惑URLとして出現頻度の高いURLや、迷惑メールとしての特徴を持つ本文情報から、独自のアルゴリズムにより危険な疑いのあるURL情報等をパターン抽出し、それらの情報について社内調査を行った上で構築されております。2019年2月現在において、月間約2,300万件のメールやSMS情報等を収集・分析し、25,000件以上の迷惑メールデータベースが構築されております。

当社は、通信キャリアと定額または従量課金、あるいはレベニューシェア（※5）による契約を締結しており、通信キャリアが提供するオプションパックの契約数または利用者数に応じた収益モデルにより、継続的かつ安定的な収益基盤を確立しております。

※5 プラットフォームを通じて利用者にスマホアプリを提供する事業者に対して、プラットフォーム提供者が定めた総額の予算が、スマホアプリ提供者間でアプリ利用率に応じて配分される仕組みです。

上述のとおり、エンドユーザーが当社のモバイル向けフィルタサービスを検討するタイミングは、主にスマートフォンの新規および買替え契約時であり、その人数は、国内スマートフォンの年間出荷台数の数量と同程度であると推定されます。一般社団法人電子情報技術産業協会発表の「携帯電話国内出荷実績」によると、国内のスマートフォン出荷台数は、2018年において995万台となっており、当社では同数程度のスマートフォンの新規および買替え需要が発生していると見込んでおります。また、2018年9月末において、スマートフォンを含むモバイル端末の電気通信サービスの契約数のうち、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社の3社が約90%のシェアを占めております。（出典：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成30年度第2四半期(9月末))」）

当社は、これら3社と提携することで各社の顧客基盤にアプローチすることが出来ておりますが、機種変更等による買い替えや契約内容の見直し等に伴うオプションパックへの加入需要を取り込むこと等で、モバイル向けフィルタサービスの利用者数・契約者数が増加していくことを期待しております。

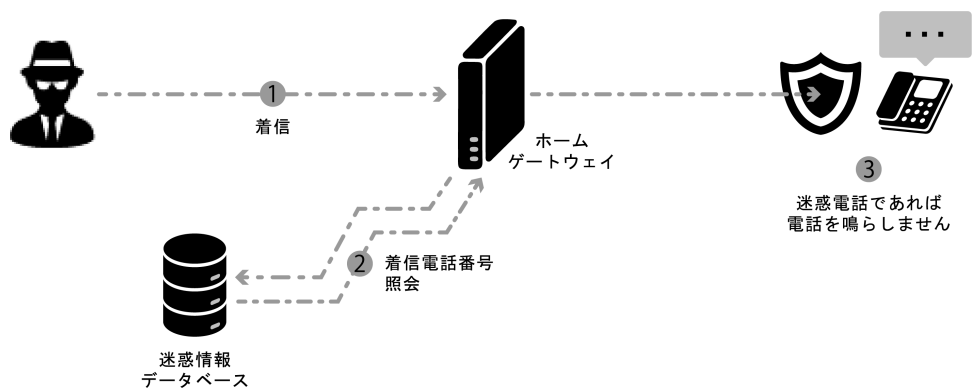
主要なアプリ・サービス一覧				
通信事業者	対象機器	オプションパック	アプリ・サービス	アイコン
KDDI(株)	Android・iPhone	auスマートパス auスマートパスプレミアム	トビラフォンモバイル for au	
(株)NTT ドコモ	Android	あんしんセキュリティ あんしんパック あんしんパックプラス	あんしんナンバーチェック	
	iPhone		あんしんセキュリティ	あんしん セキュリティ
ソフトバンク(株)	Android・iPhone	iPhone基本パック スマートフォン基本パック	迷惑電話ブロック	 SoftBank
	PHS	—	モバイル迷惑電話 チェッカー	—

② 固定電話向けフィルタサービス

当社は、通信回線事業者のオプションパックとして、IP電話向けの迷惑情報フィルタサービスを提供しており、通信回線事業者のオプションサービス契約数に応じた従量課金による契約を締結しております。

IP電話を利用するためには通信回線事業者が提供するホームゲートウェイ(※6)を介して、インターネットと固定電話の接続が必要となりますが、通信回線事業者が提供するホームゲートウェイに当該サービスに係るアプリケーションが内蔵されており、利用者はオプションパックの利用申し込みを行うことで、迷惑情報フィルタサービスの利用が可能となります。利用者の固定電話に着信があった際に、着信電話番号が迷惑電話に該当するかどうか当社データベースに自動的に照会をすることで判別を行い、迷惑電話と判別された電話番号については自動的に呼び出し音を鳴らさない仕組みとなっております。

※6 ホームゲートウェイとは、光回線によるインターネットサービスにおいて、複数の機器を相互に接続する光電話対応ルータを指します。



固定電話の全体の契約数は2018年9月末時点において約5,470万件であり、2013年の約5,700万件より緩やかに減少傾向にあります。しかし、そのうちIP電話の契約数については2013年の約2,400万件から、2018年9月末時点において約3,400万件に増加しており、従来の電話回線による加入電話から、インターネット回線を使用するIP電話への移行需要が増加しております。（出典：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成30年度第2四半期（9月末）」）

2018年10月期において、当社のIP電話向け売上が全体の売上に占める割合は5%程度ですが、各通信回線事業者を通じたサービス契約数は拡大し続けております。

主要なサービス一覧			
通信回線事業者	対象機器	オプションパック	サービス
KDDI(株)	ホームゲートウェイ	電話オプションパックEX	迷惑電話発着信ブロック
中部テレコミュニケーション(株)		光電話付加サービス 割引パックPlus	あんしん電話 着信サービス

また、従来の電話回線向けの製品として「トビラフォン」の電話機外付け型端末を販売しており、自治体等の実証実験事業における外付け型端末の販売・レンタルを主たる商流としております。

当該実証実験は、特殊詐欺被害防止施策として自治体等が地域住民に対して「トビラフォン」を無償貸与し、その効果を検証するものであり、当社は「トビラフォン」の提供の他、パンフレットやレポートの作成、アンケートの実施等を行っております。

「トビラフォン」の電話機外付け型端末は、本体正面のLED発光色によって着信電話の安全度をお知らせする機能を搭載しており、電話を取る前に一瞬で着信電話の安全度を確認することができます。またボタンひとつで、着信拒否を行うことができ、利用者の拒否ボタンは当社の管理サーバに記録され、迷惑電話判定における調査対象データの参考となります。

なお、その他の商流としては、当社からエンドユーザーへの直接販売等もあります。



③ ビジネスフォン向けフィルタサービス

「トビラフォン」にクラウドサーバにおける通話録音システムや集中型管理システムの機能を追加した「トビラフォンBiz 光回線用」を販売しております。

モバイル向けフィルタサービス、固定電話向けフィルタサービスが一般消費者(個人)を対象としている一方、「トビラフォンBiz 光回線用」は企業を対象としており、導入により、通話情報の録音、着信履歴の管理・共有、不要なセールス電話等迷惑電話の自動拒否による業務の効率化やサービス品質の向上、コンプライアンスの強化を図ることができます。

当社は、迷惑情報フィルタ事業における法人向け市場の開拓を目指し、機器の販売代金及びサービスの利用料を収益源としていくための準備を進めており、営業活動を行っております。

上記３サービスによる月間利用者数の推移は以下のとおりです。なお、月間利用者数は、当社が事業を通じて特殊詐欺被害の撲滅に貢献する上で重要なKPIの一つとしておりますが、主要な取引先である通信キャリアとの契約条件は様々であり、必ずしも月間利用者数の増減が直接的に収益に影響を与えるものではありません。

<月間利用者数の推移>

年月	月間利用者数
2017年12月	983,493
2018年１月	1,031,964
2018年２月	1,102,264
2018年３月	1,208,345
2018年４月	1,303,417
2018年５月	1,426,104
2018年６月	1,457,482
2018年７月	1,572,428
2018年８月	1,700,116
2018年９月	1,791,669
2018年10月	1,881,552
2018年11月	1,943,897
2018年12月	2,158,009
2019年１月	2,278,666

(2) その他事業

ホームページの制作運営支援システム「HP4U」の販売及びシステムの受託開発等を行っております。

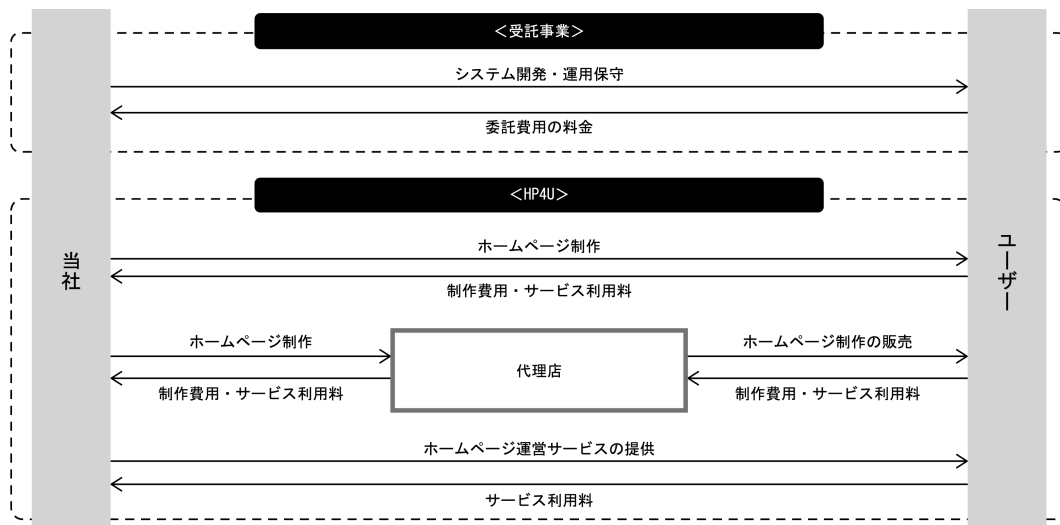
なお、今後は迷惑情報フィルタ事業に注力する方針のため、積極的に展開はしない方針であります。

<事業系統図>

○ 迷惑情報フィルタ事業



○ その他事業



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
43(13)	33.1	2.94	4,974

部門の名称	従業員数(名)
技術部	25(12)
営業企画部	12(—)
管理部	6(1)
合計	43(13)

- (注) 1. 当社の報告セグメントは「迷惑情報フィルタ事業」及び「その他事業」であります。従業員数をセグメント毎に区分することが困難であるため、部門別の従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パート・アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 最近1年間において従業員数が6名増加しております。主な理由としては、事業の拡大に伴い期中採用が増加したことによります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は「私たちの生活 私たちの世界を よりよい未来につなぐトビラになる」を理念として掲げております。この企業理念に基づき、「誰かがやらなければならないが、誰もが実現できていない社会的課題の解決を革新的なテクノロジーで実現する事」を事業展開方針の軸として、ITテクノロジーを活用した様々な事業の創出や展開に取り組むことで、企業としての持続的な成長を図ってまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は持続的な成長に向けて、売上高、営業利益を重視しており、每期その向上に努めることで、中長期的に成長させていくことを目指します。また、「迷惑情報フィルタ事業」に関しては、迷惑情報フィルタサービスの月間利用者数についても、中長期的に成長させていくことを重視しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

インターネットテクノロジーが急速に進化している現代社会において、インターネットテクノロジーはますます複雑化しており、これを逆手にとって悪用する犯罪や安心・安全な生活を脅かす脅威はますます大きくなっております。私たちは、スマートフォンを始めとするデジタルデバイスが普及していく中で、データベーステクノロジーを活用し、利用者が特段意識することなくこれらの脅威から守られるセキュリティ製品・サービスを提供しております。近年は特に「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「還付金等詐欺」等に代表される特殊被害詐欺の認知件数が増加しており、2017年においては約390億円(警察庁発表)の被害が生じております。

特殊詐欺等の犯罪は時代と共に手法を変えるため、その根絶は困難であることや、高齢化社会がますます深刻化し、特殊詐欺の標的とされやすい高齢者が今後も増加していくことから、被害件数の拡大が懸念されております。

このような状況の中で、犯罪を含む迷惑な電話を防ぐサービスに関する社会的なニーズが高まると考え、迷惑電話を判定するための様々な情報を統合するデータベースについて研究開発を行ってまいりました。その結果、当社は迷惑電話を自動的に判定するスマートフォンアプリの開発に成功し、主要な携帯電話事業者を含む大手通信キャリアのオプション契約パックの一部として採用されたことで、利用者数が拡大しております。

当社は、今後においても「迷惑情報フィルタ事業」に注力するとともに、これまで培ってきたデータベーステクノロジーのノウハウを活かした新規事業へ投資することで、新たな収益基盤の確立に取り組み、企業価値の最大化を図ってまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

当社は以下の点を対処すべき課題と認識しており、解決に向けて重点的に取り組んでまいります。

① アライアンスパートナー網の拡大及び協力関係の深耕

当社はこれまで、通信キャリアやIP電話に関する通信事業者、あるいは事務機器等商社の代理店との間で、当社の迷惑情報データベースを活用したサービスを提供するアライアンスパートナーの開拓に注力して参りました。その結果、一定程度のアライアンスパートナー網を構築することができております。

今後、当社が中長期的な成長を持続し、当社事業の更なる発展・拡大をしていくためには、①未開拓となっている通信キャリアや通信回線事業者等に対する提案活動を通じ、固定電話向けフィルタサービスの提供に係るアライアンスパートナー網の拡大を図ること、②既存のアライアンスパートナーへの販売活動支援等による協力関係の深耕により、ビジネスフォンの販売拡大を図ることが重要と考えております。

今後も、アライアンスパートナー網の拡大及び協力関係の深耕への注力を継続していくことで、より一層の事業拡大を図ってまいります。

② 利用者数の増加及び新機能の提供による収益拡大

当社は、主に通信キャリアやIP電話を提供する通信回線事業者のオプション契約を通じて、迷惑電話情報等のフィルタサービスを提供しております。このうち、利用者数の増加が当社収益の増加に直接的に寄与するのは主に固定電話向けフィルタサービスであり、モバイル向けフィルタサービスの収益は各通信キャリアとの契約条件によって異なるため、必ずしも利用者数の増減が直接的に収益に影響を与えるものにはなっておりません。その一方で、利用者数の増加により契約更新時等において有利な契約条件による更改交渉がしやすくなる影響もあると認識しております。

従って、当社が今後更なる収益拡大を目指す上では、当社サービスの利用者数の増加が極めて重要であると考えており、加えて、新機能の提供による収益獲得手段の拡充が重要であると考えております。

当社では警察組織との連携により当社サービスの社会的信頼性を向上させるとともに、システムやデータベースの精度向上による利便性の向上等を図ることで、利用者数の増加を図ってまいりました。

具体的には、モバイル向けフィルタサービスについては、2019年1月末現在の月間利用者数は約205万人に留まっておりますが、総務省発表の「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成30年度第2四半期(9月末))」によると、2018年9月末時点における携帯電話契約数は、1億7,307万件とされております。通信キャリアにてオプション契約をした利用者様に対して、通信キャリアを通じて当社アプリの配信を行うことやその提供方式の改善により月間利用者数の増加が期待できるほか、当社アプリをインストールされたご利用者様が離反することなく継続的に活用頂けるようにアプリの改善を行うことで月間利用者数の更なる拡大を図っております。

また、固定電話向けフィルタサービスについては、2019年1月末現在の月間利用者数は約21万人に留まっておりますが、通信回線事業者のIP電話に関する通信契約のオプションとして、既に提携済みの通信回線事業者による販売活動を通じて引き続き月間利用者数の増加が期待できるほか、東日本電信電話株式会社(NTT東日本)及び西日本電信電話株式会社(NTT西日本)といった国内大手の通信回線事業者が提供するIP電話に関する通信契約のオプションサービスへ当社サービスを採用していただけるように努めることで、月間利用者数の更なる拡大を図っております。

なお、2025年頃にNTT東日本およびNTT西日本の固定電話用信号交換機が維持限界を迎えるとされていることから、固定電話回線からIP電話への移行がより一層進むことが想定されます。総務省発表の「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成30年度第2四半期(9月末))」によると、2018年9月末時点におけるIP電話の契約数は約3,400万件とされており、現固定電話回線契約数の約2,100万件がIP電話へ移行した場合には、IP電話の契約数は約5,500万件まで増加するものと当社では見込んでおります。当社の固定電話向けフィルタサービスは、通信回線事業者の提供するIP電話に関する通信契約のオプションとして採用されていることから、NTT東日本及びNTT西日本によるこのIP網構築の流れを的確に捉え、当社サービスも拡大できるように努めてまいります。

また、モバイル向けフィルタサービスにて現状は一部の通信キャリアにのみ提供している新機能「迷惑メールフィルタ」を他の通信キャリアにも展開できるよう提案を進めることで収益獲得手段を拡充し、より一層の収益力の強化を図ってまいります。

③ 新規・周辺ビジネスの立上げ

当社の迷惑情報フィルタ事業は、通信キャリアのオプション契約に組み込まれるサービス運営を中心とするビジネスモデルに依存している状況にあります。

そのため、複数のビジネスモデルを持ち、より頑強な組織へと成長していくことが、今後の発展において重要であると考えております。今後は、迷惑情報フィルタ事業で培ったデータベースのノウハウを活用し、新たな事業領域への拡張のみならず、新しいビジネスモデルの展開も積極的に検討してまいります。具体的には、現在法人向けに提供している「トビラフォンBiz」の発展サービスとして、従業員の所有する携帯電話を会社の内線電話機として取り扱え、発信時において安価な通話料で通話できるシステムの開発による新たな課金サービスや、利用者が不要と感じるウェブ上の広告や危険なサイトへ誘導する広告をフィルタするアプリ「Netcomfy」の収益化などを検討し、業績の拡大を図ってまいります。

④ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

優秀な人材の確保と適切な配置、育成システムの構築は、当社の成長にとって最も重要な経営課題と認識しております。そのため、当社は継続的に採用活動を行うとともに適正な人事評価を行い、当社の企業理念、組織風土にあった優秀な人材の確保に努めてまいります。また、社員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育・育成を進めていく方針であります。

⑤ 当社及び当社サービスの認知度向上

当社は、迷惑情報フィルタサービスを提供しており、今後のさらなる事業展開、拡大のためには、お客様に安心してサービスを利用して頂けるよう当社及び当社サービスに対する知名度や信頼を一層向上させることが重要であると認識しております。

当社は、デジタルマーケティング等の広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化に努め、認知度向上を図ってまいります。なお、株式上場による、社会的認知度の向上も意図しております。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する様、一層の体制整備、運用の強化を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスクについて

① 経済動向について

当社の提供するサービスは、通信キャリアや通信回線事業者のオプションサービスとして利用者に提供されています。このため、景気低迷期においては、利用者の通信費用削減の結果、オプションサービスの契約者数が減少する可能性があります。このような状況においては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特殊詐欺の傾向及び対策の変化について

当社のサービスは、特殊詐欺に使われる電話番号や利用者が迷惑と感じるセールス電話等をデータベーステクノロジーを活用し、利用者が特段意識することなくこれらの脅威から守られるサービスです。今後、電話を活用した特殊詐欺が有効でなくなるなど被害が減少し、不審な電話への心理的抵抗が社会的に低下した場合においては、利用者数が減少する可能性があります。このような状況において、当社が新たな詐欺手段に対抗するための製品や機能の提供による代替的な収益源の獲得等、電話による特殊詐欺以外の収益源の獲得ができていない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 競合について

現在、国内で迷惑電話のフィルタサービスに類似したサービスを展開している企業は当社以外にもありますが、当社と比較してその事業規模はいずれも小規模なものと考えられるため、迷惑電話をフィルタするセキュリティ市場において実質的に独占的地位を確保できるほどの優位性を有しているものと認識しております。当社の事業は、警察組織との迷惑電話番号の情報に関する連携や、220万人以上の利用者から日々寄せられる迷惑電話番号の情報に関するデータベースの精度、及び通信キャリアやIP電話事業を運営する通信回線事業者が利用者へ提供する契約プランの一部に当社サービスが含まれた販売モデルが不可欠であり、新規参入企業が当社と同等の情報収集精度と販売モデルの構築を行うことは容易ではなく、高い参入障壁を有しているものと認識しております。しかしながら、市場の拡大に伴い、新規参入企業の増加や競争激化が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関わるリスクについて

① 特定サービスへの依存について

当社の迷惑情報フィルタ事業は特定のサービス「モバイル向けフィルタサービス」に依存した事業となっております。今後も取引の拡大に努めると同時に販売依存度を下げるため、新規のサービス開発を図ってまいります。が、同サービスの競争激化などにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定取引先への依存等について

当社の迷惑情報フィルタ事業の主要取引先は、大手通信キャリアであるソフトバンク株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社であり、これら特定の取引先に対する売上高は、第12期事業年度において7割以上を占めており、当該特定取引先への依存度は高い状況にあります。

ソフトバンク株式会社に対しては2016年11月より迷惑電話フィルタアプリの提供を、株式会社NTTドコモに対しては2017年12月より迷惑電話フィルタアプリの提供を、KDDI株式会社に対しては2016年2月より迷惑電話フィルタアプリの提供及び2018年3月よりIP電話向け迷惑電話フィルタサービスの提供を行っており、第12期事業年度における当社売上高全体に占める各企業への売上高比率は、それぞれ44.8%、15.9%、14.0%に達しております。

当社は、それぞれの企業との間で良好な関係を築いており、現時点において取引関係等に支障を来す事象は生じておらず、当社としては今後も継続的な取引が維持されるものと見込んでおりますが、今後何らかの理由により契約の更新がなされない場合や、取引条件の変更が生ずる場合等には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、これら特定取引先に対して提案する新たなサービスに関して、新規契約の締結時期や契約の締結自体が当社の想定どおりに進まない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社といたしましては、今後も他社への売上高の拡大に努めることで、当該特定取引先への依存度低下を図り、リスクの軽減に努める方針です。

③ 主要取引先である通信キャリアの事業環境の変化について

当社は、国内の主要な通信キャリアを主な販売先としてサービスを提供しており、通信キャリアに対する法令・規制・制度や競争環境の変化が生じた場合に、当社はその影響を間接的に受ける可能性があります。具体的には、通信キャリア各社による通話料金や通信料金の値下げに伴い、当社サービスが含まれているオプション契約パックの料金体系の変更や、販売店によるオプション契約パックの販売方法に変更があった場合には契約者数の増減が生じる等の影響が想定され、かかる影響が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 当社と通信キャリア間との契約について

当社は継続的かつ安定的にサービス提供が行えるよう、システムインフラ投資やソフトウェアのメンテナンス等に万全を期しておりますが、当社が提供するスマートフォンアプリがApple社またはGoogle社の審査により製品登録を拒絶された場合、または、システムトラブル等何らかの理由によりサービスの継続が不可能になった場合においては、当社と通信キャリア間における契約が解約となる可能性があります。また、通信キャリアのオプションパックに採用されるには製品品質や利用者にとっての有用性等、一定の採用基準があると伺っておりますが、当社が何らかの理由により当該基準を充足することが出来ず、当社サービスがオプション契約パックに含まれなくなってしまう場合や、通信キャリアが提供するオプション契約パックそのものが提供されなくなってしまう場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ アライアンスについて

当社は、事業の拡大に向け、当社のデータベーステクノロジーを活用したサービスを提供するパートナーとのアライアンスに積極的に取り組んでおります。具体的には、インターネット回線とIP電話をセットで提供する事業者に対して、当社の迷惑情報データベースを提供し、インターネット回線契約のオプション契約パックとして提供するモデルを推進しております。しかしながら、アライアンス先との関係構築が上手くいかず、想定した成果が得られない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ システムに関するリスクについて

当社の事業は、インターネット接続環境の安定した稼働を前提として運営されております。継続的かつ安定的なサービス運営を行うため、システムの負荷分散、バックアップ体制や強固なセキュリティの構築等に常時努めておりますが、不測の自然災害や事故等のトラブルによる様々な問題が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 当社データベースの情報管理について

当社のデータベースには、警察等の公的機関による情報提供や、電話番号に関する様々な情報、迷惑電話番号からの着信ログや、迷惑電話番号への発信ログ情報などが蓄積されており、リスク検知情報の一部として活用されております。

当社では、ハードウェア、ソフトウェア、人的管理体制等の観点からセキュリティ対策を実施し、情報漏洩が発生しないよう努めておりますが、不測の事態により当社データベースに蓄積された情報の漏洩が発生した場合においては、警察組織や取引先からの信頼の低下を招く可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 警察組織からのデータ提供について

当社の迷惑情報データベースには、警察組織から提供されたデータが含まれており、リスク検知情報の一部として活用されております。当社は警察組織との間で良好な関係を築いており、現時点において情報提供関係等に支障を来す事象は生じておらず、当社としては今後も継続的な情報提供が維持されるものと見込んでおります。また、当社の迷惑情報データベースは、独自の調査と情報収集により膨大な情報を蓄積しており、警察組織のデータ提供のみに依存するものではございませんが、何らかの理由により警察組織からデータ提供が行われなくなった場合においては、対外的な信用度等の観点から当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 新規事業について

当社は、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、新規事業への取り組みを進めていく方針であります。新規事業が安定して収益を生み出すまでには一定の期間と投資を要することが予想され、全体の利益率が低下させる可能性があります。また、将来の事業環境の変化等により、新規事業が当初の計画どおりに推移せず、新規事業への投資に対し十分な回収を行うことができなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制について

① 一般的なインターネットにおける法的規制について

当社は、「電気通信事業法」「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報開示に関する法律」「個人情報の保護に関する法律」「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」及び「不当景品類及び不当表示防止法」といった法規制の対象となっております。

当社は、これらの法規制等を遵守した運営を行っており、今後も法令遵守を徹底する体制及び社内教育を行ってまいります。新たな法令の制定や既存法令における規制強化等がなされ、当社の事業が制約される事態が発生した場合、もしくは万が一法令遵守体制が機能しない事象が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の保護に関するリスクについて

当社は、インターネット通販によりトビラフォン端末を顧客に直接販売した際に取得した個人情報や、購買履歴を含む個人情報等を保有しております。これらの個人情報等の管理は、当社にとって重要な経営課題であると認識しており、お客様に安心してサービスを利用いただくため、プライバシーマークを取得し、個人情報を取り扱う際の業務フローや権限体制を明確化するなど、個人情報管理に関する規程を制定し、個人情報の取扱に慎重な運用を行っております。しかしながら、これらの情報が何らかの理由によって外部に流出した結果、当社の信用力の低下を招いた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③ 当社による第三者の知的財産権侵害について

当社は、当社が運営する事業に関する知的財産権の獲得に努めるとともに、第三者の知的財産権の侵害の可能性については、顧問弁護士との連携により可能な範囲で対応を行っており、現時点において第三者より知的財産権の侵害に関する提訴等の通知を受け取っておりません。しかし、将来、当社の事業活動に関連して第三者が知的財産権の侵害を主張する可能性がないとはいえません。当社の属する市場が拡大し、事業活動が複雑多様化するにつれ、競合も進み、知的財産権をめぐる紛争が発生する可能性があります。

(4) 事業体制に関するリスクについて

① 優秀な人材の確保について

当社が事業拡大を進めていくためには、優秀な人材の確保、育成及び定着が最重要課題であると認識しております。当社では、将来に向けた積極的な採用活動、人事評価制度の整備や研修の実施等の施策を通じ、新入社員及び中途入社社員の育成、定着に取り組んでおります。

当社は今後もこれらの施策を継続していく予定ではありますが、これらの施策が効果的である保証はなく、必要な人材が十分に確保・育成できなかった場合や、採用後の人材流出が進んだ場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② 小規模組織であることについて

当社の組織体制は小規模であり、業務執行体制及び内部管理体制もそれに応じたものになっております。今後の事業展開に応じて、採用・能力開発等によって業務執行体制及び内部管理体制の充実を図ってまいります。当社の事業拡大に応じた十分な人材の確保及び育成ができるかは不確実であり、これらが不十分な場合は、当社の業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスクについて

① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として新株予約権を発行しております。これらの新株予約権が行使された場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。これらの新株予約権による潜在株式数は本書提出日現在240,600株であり、発行済株式総数3,120,000株の7.7%に相当しております。

② 資金使途について

株式上場時の公募増資による調達資金について、迷惑情報フィルタ事業の利用者の増大に伴うシステムインフラ設備の増強に伴う費用や、従業員の増員に伴う事務所移転費用、新規製品・サービスの研究開発費や製品化に向けたソフトウェア開発等に係る技術部従業員の労務費及び採用費等に充当することを計画しております。しかしながら当社の属する業界の環境変化や、これに伴う今後の事業計画の見直し等により、投資による期待通りの効果が上げられなくなる可能性があり、このような場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 配当政策について

当社は、財務体質の強化と事業拡大の為の内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

当社は未だ成長過程にあると考えており、さらなる内部留保の充実を図り、経営体質の強化、事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

現時点においては配当の実施及びその時期については未定であります。収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 経営成績の状況

第12期事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景とした設備投資の増加や、個人消費の持ち直しが続くなど、景気は緩やかな回復基調となっておりますが、人手不足の深刻化、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

また、インターネットテクノロジーが急速に進化している現代社会において、インターネットテクノロジーはますます複雑化しており、これを逆手にとって悪用する犯罪や安心・安全な生活を脅かす脅威はますます大きくなっております。警察庁の発表によると、「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「還付金詐欺」等に代表される特殊詐欺の被害額は、2017年において約390億円にも上っており、今後ますます深刻化する高齢化社会において、その被害件数の拡大が懸念されております。

このような経営環境のもと、当社は、スマートフォンを初めとするデジタルデバイスの普及により近年社会問題となっている特殊詐欺に有効な、迷惑電話を判定するための様々な情報を統合するデータベースについて研究開発を行い、迷惑電話を自動的に判定するスマートフォンアプリの提供を含む「迷惑情報フィルタ事業」の拡大に注力し、主に通信事業者やメーカー、自治体等との提携によるBtoBtoCの販路により、安定的な顧客基盤を構築しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は842,458千円(前期比42.3%増)、営業利益は228,941千円(前期比19.5%増)、経常利益は222,748千円(前期比15.9%増)、当期純利益は147,942千円(前期比35.2%増)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(迷惑情報フィルタ事業)

当セグメントにおきましては、主力サービスである「トビラフォンモバイル」及び「トビラフォンBiz」へ重点的に投資を行い、知名度の向上、販路拡大に注力してまいりました。また、「固定電話向けフィルタサービス」において新たなパートナーを獲得したことにより同サービスの提供基盤が拡大いたしました。

その結果、当事業年度における迷惑情報フィルタ事業の売上高は762,682千円(前期比66.1%増)となり、セグメント利益は423,085千円(前期比33.9%増)となりました。

(その他事業)

ホームページの制作運営支援システム「HP4U」や受託開発事業等を「その他事業」に含めており、当事業年度におけるその他事業の売上高は79,776千円(前期比39.9%減)となり、セグメント利益は42,425千円(前期比22.8%減)となりました。

第13期第1四半期累計期間(自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、各種政策を背景に企業収入や雇用環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、海外経済においては、米中間の通商問題や金融資本市場変動の影響等に留意する必要があり、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような経営環境のもと、当社は、引き続き、社会問題の一つである特殊詐欺に有効な製品・サービスとして、データベースを用いた独自の迷惑電話番号抽出技術により生成された迷惑電話番号リストにより、利用者にとって未知の迷惑電話番号であっても自動的に着信拒否設定がなされる迷惑情報フィルタ事業の拡大に注力し、主に通信事業者やメーカー、自治体等との提携によるBtoBtoCの販路により、安定的な顧客基盤を構築してまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は214,831千円、営業利益は103,037千円、経常利益は102,930千円、四半期純利益は67,050千円となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

(迷惑情報フィルタ事業)

迷惑情報フィルタ事業におきましては、主力サービスであるモバイル向けフィルタサービス、固定電話向けフィルタサービス及びビジネスフォン向けフィルタサービスにおいて安定したサービス提供を行うため、サービスインフラの強化を実施いたしました。さらに、新機能の開発や新サービスのための研究開発活動も積極的に行い、サービス基盤の強化・拡大に注力してまいりました。また、モバイル向けフィルタサービスにおいては、ソフトバンク株式会社(Y!mobile)と新たなサービスの契約を締結し、第2四半期において同サービスの提供開始によりさらなる収益基盤の拡大を見込んでおります。

その結果、当第1四半期累計期間における迷惑情報フィルタ事業の売上高は193,836千円となり、セグメント利益は144,114千円となりました。

(その他事業)

ホームページの制作運営支援システム「HP4U」や受託開発事業等を「その他事業」に含めており、当第1四半期累計期間におけるその他事業の売上高は20,994千円となり、セグメント利益は12,298千円となりました。

(2) 財政状態の状況

第12期事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

(資産)

当事業年度末における総資産は469,150千円となり、前事業年度末に比べ55,340千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が29,809千円増加したこと、棚卸資産が8,905千円増加したこと及び無形固定資産が18,704千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は198,285千円となり、前事業年度末に比べ95,801千円減少いたしました。これは主に、未払金が9,371千円増加したこと及び前受金が29,420千円増加したことに対し、長期借入金(一年内返済予定を含む)が113,192千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は270,864千円となり、前事業年度末に比べ151,142千円増加いたしました。これは当期純利益を147,942千円計上したこと及び無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使により資本金及び資本準備金が3,200千円増加したことによるものであります。

なお、自己資本比率は57.7%(前事業年度末は28.9%)となりました。

第13期第1四半期累計期間(自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は546,737千円となり、前事業年度末に比べ77,586千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が48,201千円増加したこと、売上債権が10,205千円増加したこと、仕掛品が5,294千円増加したこと及び無形固定資産が9,669千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債は208,821千円となり、前事業年度末に比べ10,535千円増加いたしました。これは主に、前受金が30,987千円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は337,915千円となり、前事業年度末に比べ67,050千円増加いたしました。これは四半期純利益を67,050千円計上したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

第12期事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べて29,809千円増加し、226,249千円となりました。各キャッシュ・フローの主な状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果、前事業年度末に比べ215,264千円資金が増加いたしました。これは主に、法人税等の支払額が72,278千円、たな卸資産の増加が8,905千円及び仕入債務の減少が3,607千円あったものの、税引前当期純利益を205,508千円、減価償却費を33,727千円及び自己新株予約権消却損を16,800千円計上したこと、未払金の増加が12,552千円、前受金の増加が29,420千円あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果、前事業年度末に比べ52,121千円資金が減少いたしました。これは主に、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果、前事業年度末に比べ133,982千円資金が減少いたしました。これは主に、長期借入金113,192千円の返済及び自己新株予約権16,800千円の取得等による支出であります。

(4) 生産、受注及び販売の実績

① 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

② 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

③ 販売実績

第12期事業年度及び第13期第1四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第12期事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)		第13期第1四半期累計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)
	販売高(千円)	前期比(%)	販売高(千円)
迷惑情報フィルタ事業	762,682	166.1	193,836
その他事業	79,776	60.1	20,994
合計	842,458	142.3	214,831

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第11期事業年度 (自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)		第12期事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)		第13期第1四半期累計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
ソフトバンク株式会社	349,265	59.0	377,076	44.8	101,507	47.3
株式会社NTTドコモ	—	—	134,166	15.9	36,250	16.9
KDDI株式会社	—	—	118,349	14.0	24,722	11.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 株式会社NTTドコモとKDDI株式会社は、第11期事業年度において総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載を省略しております。

(5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を勘案し合理的に見積り、計上しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

② 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、人件費、通信費等の費用であります。投資を目的とした資金需要はサーバ等インフラ設備、機器や本社移転に伴う敷金の差入等によるものであります。

運転資金は自己資金を基本としており、投資資金は自己資金及び金融機関からの長期借入を基本としております。なお、当事業年度末における借入金残高は50,908千円となっております。また、当事業年度末の現金及び現金同等物は226,249千円であり、流動性を確保しております。

③ 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 1 (経営方針、経営環境及び対処すべき課題等)」をご参照ください。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2(事業等のリスク)」をご参照ください。

⑤ 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第12期事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

当事業年度の経営成績については、主力事業である迷惑情報フィルタ事業のモバイル向けフィルタサービスについて、大手通信キャリアとの新たな契約の締結ができたことや、固定電話向けフィルタサービスにおいても大手通信事業者との新たな契約が締結できたこと等から、迷惑情報フィルタ事業における月間利用者数は前事業年度対比で2倍以上に増加したことにより、売上高は842,458千円(前期比42.3%増)、営業利益は228,941千円(前期比19.5%増)、経常利益は222,748千円(前期比15.9%増)、当期純利益は147,942千円(前期比35.2%増)となりました。

一方で、「第2 事業の状況 1(経営方針、経営環境及び対処すべき課題等)」に記載のとおり、当社の迷惑情報フィルタ事業は、通信キャリアのオプション契約に組み込まれるサービス運営を中心とするビジネスモデルに依存している状況にあり、新規・周辺ビジネスの立ち上げが課題であると認識しております。

このため、中長期的な経営戦略において、当事業年度は新規事業への挑戦を行う時期と位置づけ、積極的な研究開発の実施及び当社製品の認知度向上を目的としたマーケティング活動を推進しました。具体的には、ビジネスフォン向けフィルタサービスの拡大に注力するため、2017年6月より販売開始した「トビラフォンBiz 光回線用」の認知度向上を図った広告宣伝や、ビジネスフォン向けフィルタサービスの次期製品開発に向けた研究開発の実施を行ってまいりました。これにより、ビジネスフォン向けフィルタサービスは、販売パートナーを通じた販売モデルを行う方針としておりますが、積極的な広告宣伝の効果により、当事業年度において一定程度の販売パートナーの新規開拓ができました。

今後は、迷惑情報フィルタ事業における更なる月間利用者数の増加に向けた通信キャリアや通信回線事業者への支援活動や、固定電話向けフィルタサービスにおける新たなアライアンスパートナー開拓に向けた提案活動、現状は一部の通信キャリアのみに提供している新機能「迷惑メールフィルタ」の他の通信キャリアへの展開に向けた提案活動、また、ビジネスフォン向けフィルタサービスの更なる拡販に向けた営業活動を実施することで、収益の獲得手段を拡充し、一層の収益力の強化を図ってまいります。

第13期第1四半期累計期間(自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)

当第1四半期累計期間の経営成績については、安定したサービス提供を行うため、サービスインフラの強化を中心に、新機能の開発や新サービスのための研究開発活動も積極的に行い、サービス基盤の強化・拡大に注力してまいりました。その結果、迷惑情報フィルタ事業における月間利用者数は前事業年度末から21.1%増加し、特にモバイル向けフィルタサービスの利用者数は好調に推移しております。これにより、売上高は214,831千円、営業利益は103,037千円、経常利益は102,930千円、四半期純利益は67,050千円となりました。

一方で、引き続き、新規・周辺ビジネスの立ち上げが課題であると認識しており、当期においては、迷惑情報フィルタ事業における更なる月間利用者数の増加に向けた通信キャリアや通信回線事業者への支援活動や、固定電話向けフィルタサービスにおける新たなアライアンスパートナー開拓に向けた提案活動、現状は一部の通信キャリアのみに提供している新機能「迷惑メールフィルタ」の他の通信キャリアへの展開に向けた提案活動、また、ビジネスフォン向けフィルタサービスの次期製品開発を進め、収益の獲得手段を拡充し、一層の収益力の強化を図ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) スマートフォン・フィーチャーフォン端末向け通信キャリアとの契約

相手先の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
ソフトバンク株式会社	ライセンス費に関する覚書	迷惑電話データベースを使用できる仕組みの提供	2017年4月1日から 2018年3月31日まで (以後1年毎の自動更新)
株式会社NTTドコモ	サービス提供基本契約	迷惑電話データベースを使用できる仕組みの提供	2017年12月1日から 2020年11月30日まで (以後1年毎の自動更新)
KDDI株式会社	覚書	迷惑電話データベースを活用したスマートフォン向けアプリを、auスマートパスプラットフォームを通じて提供する	2017年10月1日から 2018年3月31日まで (以後6ヶ月毎の自動更新)

5 【研究開発活動】

第12期事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は23,796千円であります。

セグメント毎の研究開発活動を示すと次のとおりであります。

(迷惑情報フィルタ事業)

当社は、迷惑情報を正確かつ効率的にフィルタするためのデータベースや各種アプリケーションに関する研究開発を進めております。当社の迷惑情報フィルタサービスに関する新たな収益機会創出を目的とした新規サービスの開発及び既存サービスの機能改善を中心に研究開発を行っております。

主な研究開発の成果は次のとおりです。

- ・電話番号に関する情報収集・共有を目的としたウェブサイト「電話番号.com」の開発
- ・ウェブサイト閲覧を快適にするため不要な広告情報をフィルタするサービス「Netcomfy」の開発
- ・ビジネスフォン向け迷惑情報フィルタサービス「トビラフォンBiz PBX」の開発

(その他事業)

該当事項はありません。

第13期第1四半期累計期間(自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)

当第1四半期累計期間における当社が支出した研究開発費の総額は3,227千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において当社の研究開発活動の重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第12期事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

当事業年度の設備投資については、生産設備増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は48,974千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 迷惑情報フィルタ事業

当事業年度の主な設備投資は、「トビラフォン」サービスにおけるモバイルアプリ及び法人向け製品の新機能開発、及び新たに提供を開始した広告フィルタサービスの開発を中心に主にソフトウェアのために総額40,979千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) その他事業

当事業年度の主な設備投資は、「HP4U」サービスのシステム改修等に総額1,337千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社共通

当事業年度の主な設備投資は、社内システムの構築を中心とする総額6,657千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第13期第1四半期累計期間(自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)

当第1四半期累計期間の設備投資の総額は14,321千円であり、その主な内容は、迷惑情報フィルタ事業の「トビラフォン」サービスにおけるモバイルアプリ及び法人向け製品の新機能開発を中心に、主にソフトウェアのための投資であります。

その他重要な設備の取得、除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

2018年10月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	工具器具 備品及び 車両運搬具	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (愛知県 名古屋市)	迷惑情報 フィルタ その他 全社	本社機能 生産設備	7,203	4,495	49,896	9,479	71,074	34(12)
東京支店 (東京都 千代田区)	全社	事務所機能	—	44	—	—	44	4(—)
大阪営業所 (大阪府 大阪市)	全社	事務所機能	689	178	—	—	867	5(—)
データセンタ 計2箇所	迷惑情報 フィルタ その他 全社	データセンタ (外部)	4,533	22,745	783	—	28,063	—

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、特許権、商標権、特許権等仮勘定及びソフトウェア仮勘定の合計であります。
4. 建物の一部を賃借しております。年間賃借料は24,050千円であります。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パート・アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2019年2月28日現在)

当社の設備投資については、今後の事業展開、業務効率化及び管理機能強化等を総合的に勘案して策定しております。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社(愛知県名古屋市) データセンタ 1 箇所	迷惑情報 フィルタ 事業	インフラ増 強設備、サ ーバ機器、 検証用端末 等	210,380	—	増資資金	2018年11 月以降	2021年10月 まで	(注) 2
本社(愛知県名古屋市) データセンタ 1 箇所 東京支店(東京都 千代田区) 大阪営業所(大阪 府大阪市)	全社	事務所機能、イン フラ増強設備、サ ーバ機器等	115,000	—	増資資金	2018年11 月以降	2021年10月 まで	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
3. 上記の投資予定額には敷金及び内装その他の建物附属設備等が含まれております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

(注) 2019年1月16日開催の定時株主総会決議により、同日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は9,900,000株増加し、10,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,120,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。
計	3,120,000	—	—

(注) 1. 2019年1月16日開催の臨時取締役会決議により、同日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は3,088,800株増加し、発行済株式数は3,120,000株となっております。

2. 2019年1月16日開催の定時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

(第4回新株予約権)

2016年2月25日臨時株主総会及び臨時普通株主総会決議

決議年月日	2016年2月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
新株予約権の数(個)※	15
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 750[75,000] (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	16,000[160] (注)2、5
新株予約権の行使期間※	自 2018年3月17日 至 2026年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 16,000[160] 資本組入額 8,000[80] (注)5
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得をするときは、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※ 最近事業年度の末日(2018年10月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更ありません。

なお、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名及び当社従業員2名となっております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は50株、提出日の前月末現在は5,000株であります。

なお、新株予約権割り当て後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の対象株式数の調整を必要とする場合は、それぞれの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使により、普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、及び種類株式の転換により、普通株式の発行又は自己株式を処分する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当初の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式交付前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

また、割当日以降当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、割当日以降当社が他社と合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とする事由が生じたときには、それぞれの条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員(出向社員を含む)であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。なお、新株予約権を割り当てられた者(以下「新株予約権者」という)が、次の事由に該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。
 - イ) 取締役、監査役及び従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使することができない。
 - ③ 新株予約権者は、当社株券が日本国内のいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、権利行使することができる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件などを勘案の上、上記1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行行使することが出来る期間
本新株予約権を行行使することが出来る期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。
5. 2019年1月16日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」は、調整後の内容を記載しております。

(第5回新株予約権)

2018年1月26日臨時株主総会決議

決議年月日	2018年1月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2、当社従業員 14
新株予約権の数(個)※	767
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 767[76,700] (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	44,000[440] (注)2、5
新株予約権の行使期間※	自 2020年2月15日 至 2028年1月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 44,000[440] 資本組入額 22,000[220] (注)5
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得をするときは、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※ 最近事業年度の末日(2018年10月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更ありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

なお、新株予約権割り当て後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の対象株式数の調整を必要とする場合は、それぞれの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使により、普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、及び種類株式の転換により、普通株式の発行又は自己株式を処分する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当初の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式交付前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

また、割当日以降当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、割当日以降当社が他社と合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とする事由が生じたときには、それぞれの条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員(出向社員を含む)であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。なお、新株予約権を割り当てられた者(以下「新株予約権者」という)が、次の事由に該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。
 - イ) 取締役、監査役及び従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使することができない。
 - ③ 新株予約権者は、当社株券が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使することができる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件などを勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することが出来る期間
本新株予約権を行使することが出来る期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
5. 2019年1月16日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」は、調整後の内容を記載しております。

(第6回新株予約権)

2018年10月26日臨時株主総会決議

決議年月日	2018年10月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1、当社従業員 23
新株予約権の数(個)※	889
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 889[88,900] (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	70,000[700] (注)2、5
新株予約権の行使期間※	自 2020年11月22日 至 2028年10月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 70,000[700] 資本組入額 35,000[350] (注)5
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得をするときは、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※ 最近事業年度の末日(2018年10月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更ありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

なお、新株予約権割り当て後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の対象株式数の調整を必要とする場合は、それぞれの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使により、普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、及び種類株式の転換により、普通株式の発行又は自己株式を処分する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当初の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式交付前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

また、割当日以降当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、割当日以降当社が他社と合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とする事由が生じたときには、それぞれの条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員(出向社員を含む)であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。なお、新株予約権を割り当てられた者(以下「新株予約権者」という)が、次の事由に該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。
 - イ) 取締役、監査役及び従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使することができない。
- ③ 新株予約権者は、当社株券が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件などを勘案の上、上記1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することが出来る期間
本新株予約権を行使することが出来る期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
5. 2019年1月16日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」は、調整後の内容を記載しております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年1月28日 (注) 1	—	普通株式 600 A種優先株式 105	2,850	50,700	△2,850	15,000
2017年11月30日 (注) 2	普通株式 20	普通株式 620 A種優先株式 105	—	50,700	—	15,000
2017年12月13日 (注) 3	A種優先株式 △105	普通株式 620	—	50,700	—	15,000
2018年1月26日 (注) 4	普通株式 30,380	普通株式 31,000	—	50,700	—	15,000
2018年7月13日 (注) 5	普通株式 200	普通株式 31,200	1,600	52,300	1,600	16,600
2019年1月16日 (注) 6	普通株式 3,088,800	普通株式 3,120,000	—	52,300	—	16,600

- (注) 1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し資本金に振り替えたものです。
2. 2017年11月30日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式20株を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。
3. 2017年12月13日取締役会決議により、同日付で自己株式として所有するA種優先株式をすべて消却しております。
4. 株式分割(1:50)によるものであります。
5. 発行済株式総数の増加及び資本金の増加並びに資本準備金の増加は、新株予約権の行使による増加であります。
6. 株式分割(1:100)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2019年2月28日現在

2019年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	3	4	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	200	—	—	31,000	31,200	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	0.64	—	—	99.36	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,120,000	31,200	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,120,000	—	—
総株主の議決権	—	31,200	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当するA種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
最近事業年度における取得自己株式 (2017年11月1日～2018年10月31日)	A種優先株式	20	—

(注) A種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式20株を交付致しました。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	最近事業年度		最近期間	
		株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—	—
消却の処分を行った 取得自己株式	A種優先株式	105	36,558,500	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—	—

(注) 2017年12月13日取締役会決議により、同日付で自己株式として所有するA種優先株式をすべて消却しております。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大の為に内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、創業以来配当を実施していませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

当社は未だ成長過程にあると考えており、さらなる内部留保の充実を図り、経営体質の強化、事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

第12期事業年度の配当につきましては、経営体質の強化、事業拡大のため、必要な内部留保を確保するため、配当を実施していません。

現時点においては配当の実施およびその時期については未定であります。収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況および当社を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は取締役会であり、また、当社は、中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性6名 女性一名(役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	明田 篤	1980年 12月28日生	2003年4月 2006年12月	㈱アトムコンサルタント 入社 当社設立 代表取締役就任(現任)	(注) 3	2,407,800
取締役副社長	営業企画部長	松下 智樹	1977年 4月24日生	2001年10月 2008年6月 2010年6月 2018年5月	㈱玉善 入社 ㈱Due Diligence 設立 代表取締役就任 当社 取締役副社長就任(現任) 有限会社ひので 取締役就任(現任)	(注) 3	646,800
取締役	管理部長	後藤 敏仁	1975年 6月11日生	1999年4月 2001年4月 2007年1月 2007年9月 2016年9月 2017年6月	東京コンピューターサービス㈱ 入社 第一コンサルタント㈱ 入社 バイザー㈱ 取締役就任 第一コンサルタント㈱ 取締役就任 チャレンジプロジェクト㈱設立 代表取締役就任 当社 取締役管理部長就任(現任)	(注) 3	45,400
取締役 (監査等委員)	—	結城 卓也	1980年 5月12日生	2008年5月 2008年9月 2010年6月 2017年8月 2018年1月	当社 入社 ㈱Due Diligence 入社 当社 入社 管理部長 当社 監査役就任 当社 取締役就任(監査等委員)(現任)	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	—	中浜 明光	1948年 11月5日生	1971年4月 1974年9月 1982年6月 2014年1月 2014年4月 2014年4月 2014年5月 2014年8月 2015年8月 2015年9月 2015年11月 2016年1月 2016年3月 2016年9月 2017年3月 2017年5月 2017年5月 2018年1月	監査法人丸の内会計事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 同所 社員就任 中浜明光公認会計士事務所開設(現任) ㈱スーパーアプリ 非常勤社外監査役就任 AZAPA㈱ 非常勤社外監査役就任 ㈱安江工務店 非常勤社外監査役就任 ミタチ産業㈱ 非常勤社外監査役就任 ミタチ産業㈱ 非常勤社外取締役(現任) ㈱MTG 非常勤社外監査役就任 バイザー㈱ 非常勤社外監査役就任 当社 非常勤社外監査役就任 ㈱安江工務店 非常勤社外取締役(現任) AZAPA㈱ 非常勤社外取締役就任(現任) ㈱MTG 非常勤社外取締役就任(現任) ㈱コメダホールディングス 非常勤社外取締役就任(現任) ㈱コメダ 非常勤監査役就任(現任) 当社 非常勤社外取締役就任(監査等委員)(現任)	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	—	松井 知行	1983年 2月20日生	2011年9月 2011年9月 2017年1月 2017年12月 2017年12月 2018年1月	愛知県弁護士会登録 春馬・野口法律事務所 入所(現任) 当社 非常勤社外取締役就任 シェアリングテクノロジー㈱ 非常勤社外取締役就任(現任) ㈱アールプランナー 非常勤社外監査役就任(現任) 当社 非常勤社外取締役就任(監査等委員)(現任)	(注) 4	—
計							3,100,000

- (注) 1. 取締役中浜明光及び松井知行は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 結城卓也、委員 中浜明光、委員 松井知行
3. 2018年10月期に係る定時株主総会の終結の時から2019年10月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2017年10月期に係る定時株主総会の終結の時から2019年10月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	藤井 智康	技術部

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

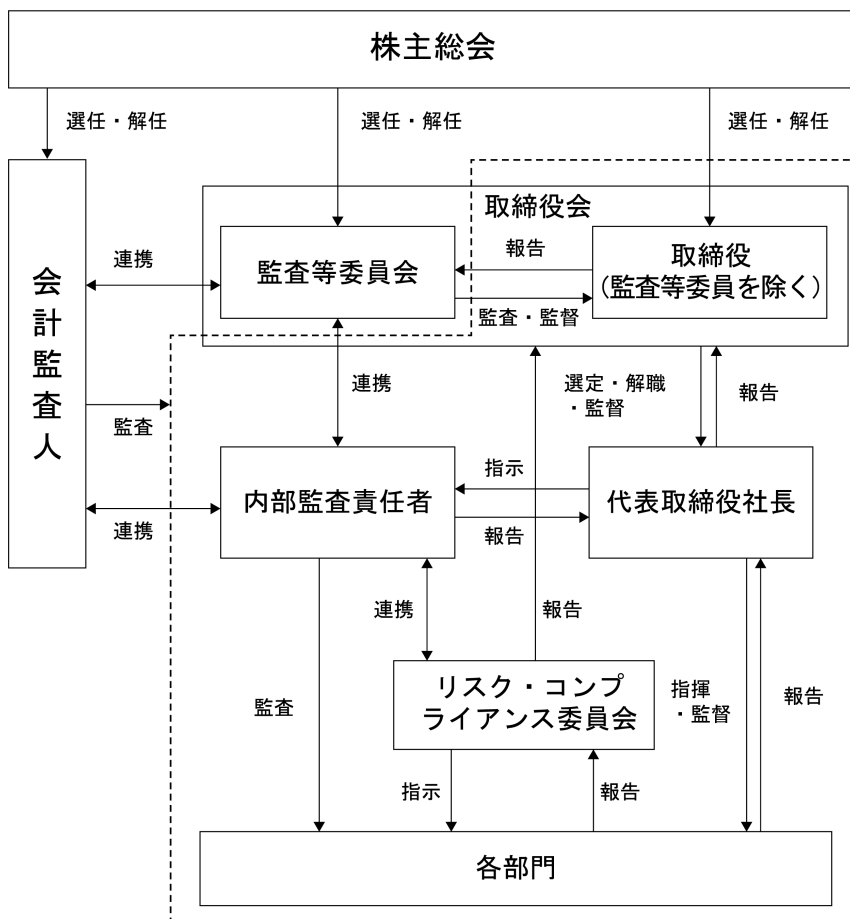
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで、継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主を始めとしたユーザー、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

具体的には、実効性のある内部統制システムの整備を始めとして、適切なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、並びにこれらを適切に監査する体制の強化が重要であると考えております。

② 企業統治の体制

当社は、会社の機関として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置し、その他に執行役員制度を設けております。当社の企業統治の体制と各機関等の内容は以下のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成されており、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、重要な事項はすべて付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処について検討しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、臨時取締役会を開催し、十分な議論の上で経営上の意思決定を行います。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名と独立性の高い社外取締役2名の合計3名で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員は、監査等委員会で定めた監査等委員会規程及び監査計画書に基づき、重要会議の出席、代表取締役社長・監査等委員でない取締役・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ、取締役の職務の執行状況について厳格な監査を実施しております。

また、監査等委員は会計監査人及び内部監査責任者と定期的な情報交換を行い、会計監査人の監査計画の把握や内部監査の状況を把握することで、監査の実効性確保に努めています。

c. 会計監査人

当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

d. 執行役員制度

当社では取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、重要な会議に出席する他、取締役会の決議により定められた担当業務の意思決定及び業務執行を行っております。

③ 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会決議によって「内部統制システム構築の基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査責任者による内部監査を実施しております。

④ 内部監査及び監査等委員会監査、会計監査の状況

a. 内部監査

当社は、法令及び内部監査規程を遵守し、適正かつ効率的な業務運営に努めております。

当社は、小規模組織であることに鑑み、独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役が指名した内部監査責任者2名により、全部門を対象とした業務監査を実施しております。内部監査責任者は、自己の所属する部門を除く全部門の業務監査を実施し、自己の所属する部門に対しては、他部門の内部監査責任者が監査を実施することで、監査の独立性を確保しております。内部監査の結果は、代表取締役に報告され、改善すべき事項が発見された場合には、被監査部門に対して改善指示を通達し、改善状況報告を内部監査責任者へ提出させることとしております。

b. 監査等委員会監査

当社では、監査等委員会監査の強化の観点から監査等委員会を毎月1回の開催とし、迅速かつ厳正な監査に努めることとしております。また、所定の監査計画に基づく業務監査及び会計監査の他に、会計監査人や内部監査責任者との情報交換を積極的に行い、監査の実効性を高めるよう努めております。

c. 会計監査の状況

当社は、三優監査法人与監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社と会計監査人は、期中においても適宜会計処理等について意見交換をしており、必要の都度、情報の交換を行い相互の連携を高めております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。なお、継続監査年数については、7年以下であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 林 寛尚

指定社員 業務執行社員 吉川 雄城

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

その他 3名

d. 管理部門と監査等委員会監査、内部監査、会計監査との連携

監査等委員会と会計監査人及び内部監査責任者は、随時連携をとって監査を実施しており、業務執行に関しての問題点を発見した場合はお互いに連携を密にし、問題の解決にあたっております。また、監査等委員会は会計監査人と定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

監査等委員会、内部監査責任者及び会計監査人は、内部統制の監査及び評価の実施に際して、管理部門に対して、業務の内容並びに業務のリスク及びそれに対する統制活動等に関して説明や資料を求めるとともに、管理部門は、監査等委員会、会計監査人及び内部監査責任者による指摘等を踏まえ、内部統制の整備及び運用に関して継続的に改善活動を実施しております。

⑤ 監査等委員である社外取締役との関係

当社の監査等委員である社外取締役は2名であります。

監査等委員である社外取締役の中浜明光は、複数の上場企業の社外取締役を歴任しており、財務及び会計、企業経営に関する相当程度の知見を有しており、外部からの客観的な経営監視が機能すると考えられるため社外取締役に適任と判断しております。

監査等委員である社外取締役の松井知行は、弁護士の資格を有し、高度な専門知識及び幅広い見解を有しているため、外部からの客観的かつ中立的な経営監視が機能すると考えられるため社外取締役に適任と判断しております。

上記のとおり、当社の監査等委員である社外取締役はそれぞれが専門的な知識を有しており、専門的な観点及び第三者としての観点から客観的・中立的に経営全般を監査・監督しており、当社経営陣への監督機能・牽制機能として重要な役割を果たしております。

なお、松井知行氏が社外取締役を兼務するシェアリングテクノロジー株式会社と当社との間で、受託開発に係る取引が発生しております。この関係以外に、当社と社外取締役及び当該取締役が兼務する企業との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基本方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考とし、一般株主との利益相反が生じるおそれのない社外取締役を確保することとしております。

⑥ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役 を除く。)	42,000	36,000	—	6,000	—	3
監査等委員 (社外取締役を除く。)	4,300	4,300	—	—	—	1
監査役 (社外取締役を除く。)	860	860	—	—	—	1
社外役員	4,360	4,360	—	—	—	2

(注) 当社は、2018年1月26日に監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。そのため、同日以前の人員及び支給額については監査役に、同日以降の人員及び支給額は監査等委員に含めて記載をしております。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の監査等委員でない取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬等の範囲内で、取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員の協議にて決定しております。

⑦ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑧ 取締役の定数

当社の監査等委員でない取締役は5名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨を定款に定めております。また、その選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑩ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年4月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。これは取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑬ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限度額が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
3,000	500	5,400	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

非監査業務の内容は、株式上場のための財務調査業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画、当社の規模・業務の特性及び前事業年度の報酬等を勘案し、監査等委員会の同意のうえ適切に決定する事としております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2016年11月1日から2017年10月31日まで)及び当事業年度(2017年11月1日から2018年10月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2018年11月1日から2019年1月31日まで)及び第1四半期累計期間(2018年11月1日から2019年1月31日まで)に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する講習会に参加する等積極的な情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年10月31日)	当事業年度 (2018年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	196,439	226,249
受取手形	—	129
売掛金	76,402	76,672
商品及び製品	22,073	28,271
仕掛品	6,612	9,022
原材料及び貯蔵品	863	1,160
前渡金	55	—
前払費用	4,695	7,595
繰延税金資産	7,785	6,666
その他	596	5
貸倒引当金	△1,458	△568
流動資産合計	314,065	355,204
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	7,482	8,047
構築物（純額）	908	4,379
車両運搬具（純額）	488	244
工具、器具及び備品（純額）	35,657	27,220
有形固定資産合計	※1 44,537	※1 39,890
無形固定資産		
特許権	5,217	5,736
商標権	845	734
ソフトウェア	27,741	50,680
その他	7,650	3,007
無形固定資産合計	41,454	60,159
投資その他の資産		
長期前払費用	2,272	1,550
繰延税金資産	—	1,279
その他	11,479	11,065
投資その他の資産合計	13,752	13,895
固定資産合計	99,744	113,945
資産合計	413,809	469,150

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年10月31日)	当事業年度 (2018年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,607	—
1年内返済予定の長期借入金	31,684	13,008
未払金	35,587	44,958
未払費用	11,097	11,418
未払法人税等	48,158	33,606
未払消費税等	18,764	18,826
前受金	2,870	32,291
預り金	5,913	6,275
受注損失引当金	788	—
流動負債合計	158,471	160,385
固定負債		
社債	3,200	—
長期借入金	132,416	37,900
固定負債合計	135,616	37,900
負債合計	294,087	198,285
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,700	52,300
資本剰余金		
資本準備金	15,000	16,600
資本剰余金合計	15,000	16,600
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	90,581	201,964
利益剰余金合計	90,581	201,964
自己株式	△36,558	—
株主資本合計	119,722	270,864
純資産合計	119,722	270,864
負債純資産合計	413,809	469,150

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(2019年1月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	274,451
受取手形及び売掛金	87,007
商品及び製品	26,667
仕掛品	14,316
原材料及び貯蔵品	1,130
その他	12,779
貸倒引当金	△531
流動資産合計	415,821
固定資産	
有形固定資産	37,137
無形固定資産	
ソフトウェア	47,706
その他	22,122
無形固定資産合計	69,829
投資その他の資産	23,949
固定資産合計	130,915
資産合計	546,737
負債の部	
流動負債	
未払法人税等	38,019
前受金	63,279
賞与引当金	9,955
その他	62,919
流動負債合計	174,173
固定負債	
長期借入金	34,648
固定負債合計	34,648
負債合計	208,821
純資産の部	
株主資本	
資本金	52,300
資本剰余金	16,600
利益剰余金	269,015
株主資本合計	337,915
純資産合計	337,915
負債純資産合計	546,737

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年11月 1 日 至 2017年10月31日)	当事業年度 (自 2017年11月 1 日 至 2018年10月31日)
売上高	591, 984	842, 458
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	13, 228	22, 073
当期製品製造原価	189, 310	237, 151
当期商品仕入高	23, 600	22, 241
合計	226, 139	281, 466
商品及び製品期末たな卸高	※1 22, 073	※1 28, 271
受注損失引当金繰入額	788	—
受注損失引当金戻入額	—	788
売上原価合計	204, 854	252, 407
売上総利益	387, 129	590, 051
販売費及び一般管理費	※2、3 195, 529	※2、3 361, 109
営業利益	191, 600	228, 941
営業外収益		
受取利息	60	27
為替差益	3, 177	—
助成金収入	—	285
還付金収入	—	212
その他	48	103
営業外収益合計	3, 286	629
営業外費用		
支払利息	2, 483	2, 392
為替差損	—	178
支払手数料	—	3, 990
その他	179	260
営業外費用合計	2, 662	6, 822
経常利益	192, 225	222, 748
特別利益		
固定資産売却益	※4 36	—
特別利益合計	36	—
特別損失		
自己新株予約権消却損	—	16, 800
固定資産除却損	—	※5 440
関係会社整理損	36, 690	—
特別損失合計	36, 690	17, 240
税引前当期純利益	155, 571	205, 508
法人税、住民税及び事業税	48, 159	57, 726
法人税等調整額	△2, 004	△160
法人税等合計	46, 155	57, 566
当期純利益	109, 416	147, 942

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)		当事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	15,663	7.5	6,861	2.4
II 労務費		117,551	56.6	162,439	57.2
III 経費		74,571	35.9	114,682	40.4
当期総製造費用		207,786	100.0	283,983	100.0
仕掛品期首たな卸高		447		6,612	
合計	※2	208,234		290,595	
仕掛品期末たな卸高		6,612		9,022	
他勘定振替高		12,312		44,422	
当期製品製造原価		189,310		237,151	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注加工費	10,192	15,276
減価償却費	15,313	29,735
通信費	22,018	33,614
地代家賃	8,007	10,584
消耗品費	8,759	3,525

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア及び ソフトウェア仮勘定	11,864	28,382
研究開発費	447	16,039
計	12,312	44,422

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別個別原価計算によっております。

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)
売上高	214,831
売上原価	49,250
売上総利益	165,580
販売費及び一般管理費	62,542
営業利益	103,037
営業外収益	
サービス解約収入	7
その他	0
営業外収益合計	7
営業外費用	
支払利息	113
営業外費用合計	113
経常利益	102,930
税引前四半期純利益	102,930
法人税、住民税及び事業税	38,019
法人税等調整額	△2,139
法人税等合計	35,880
四半期純利益	67,050

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	50,700	15,000	15,000	△18,834	△18,834		46,865	46,865
当期変動額								
転換社債型 新株予約権付社債の 転換							—	—
当期純利益				109,416	109,416		109,416	109,416
自己株式の取得						△36,558	△36,558	△36,558
自己株式の消却							—	—
当期変動額合計				109,416	109,416	△36,558	72,857	72,857
当期末残高	50,700	15,000	15,000	90,581	90,581	△36,558	119,722	119,722

当事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	50,700	15,000	15,000	90,581	90,581	△36,558	119,722	119,722
当期変動額								
転換社債型 新株予約権付社債の 転換	1,600	1,600	1,600				3,200	3,200
当期純利益				147,942	147,942		147,942	147,942
自己株式の取得							—	—
自己株式の消却				△36,558	△36,558	36,558	—	—
当期変動額合計	1,600	1,600	1,600	111,383	111,383	36,558	151,142	151,142
当期末残高	52,300	16,600	16,600	201,964	201,964	—	270,864	270,864

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年11月 1 日 至 2017年10月31日)	当事業年度 (自 2017年11月 1 日 至 2018年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	155,571	205,508
減価償却費	20,776	33,727
自己新株予約権消却損	—	16,800
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△386	△890
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	788	△788
受取利息及び受取配当金	△60	△27
支払利息	2,483	2,392
為替差損益 (△は益)	△3,058	△649
関係会社整理損	36,690	—
固定資産売却損益 (△は益)	△36	—
固定資産除却損	—	440
売上債権の増減額 (△は増加)	△44,330	△399
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△10,056	△8,905
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,607	△3,607
未払金の増減額 (△は減少)	10,111	12,552
前受金の増減額 (△は減少)	△16,428	29,420
未払消費税等の増減額 (△は減少)	7,944	62
その他	5,439	4,245
小計	169,054	289,882
利息及び配当金の受取額	2	26
利息の支払額	△2,431	△2,365
法人税等の支払額	△176	△72,278
営業活動によるキャッシュ・フロー	166,448	215,264
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△42,026	△13,794
有形固定資産の売却による収入	36	—
無形固定資産の取得による支出	△14,701	△38,327
貸付けによる支出	△4,403	—
貸付金の回収による収入	22	—
敷金及び保証金の差入による支出	△1,449	—
敷金及び保証金の回収による収入	723	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△61,798	△52,121
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	65,000	—
長期借入金の返済による支出	△55,526	△113,192
自己株式の取得による支出	△36,558	—
自己新株予約権の取得による支出	—	△16,800
その他	—	△3,990
財務活動によるキャッシュ・フロー	△27,084	△133,982
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,058	649
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	80,624	29,809
現金及び現金同等物の期首残高	115,815	196,439
現金及び現金同等物の期末残高	※ 196,439	※ 226,249

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・製品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法により算定)

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物(附属設備を含む)・・・・・・・・・・3年～17年

構築物・・・・・・・・・・3年～20年

車両運搬具・・・・・・・・・・4年～5年

工具、器具及び備品・・・・・・・・・・2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)

② その他の契約

工事完成基準

なお、当事業年度においては、工事進行基準の適用要件を満たす契約が存在しないため、工事完成基準によっております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度(自 2017年11月 1 日 至 2018年10月31日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・製品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法により算定)

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物(附属設備を含む)・・・・・・・・・・3年～17年

構築物・・・・・・・・・・3年～20年

車両運搬具・・・・・・・・・・4年～5年

工具、器具及び備品・・・・・・・・・・2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)

② その他の契約

工事完成基準

なお、当事業年度においては、工事進行基準の適用要件を満たす契約が存在しないため、工事完成基準によっております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年10月期期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響額

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

前事業年度(自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

当事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年10月31日)	当事業年度 (2018年10月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	18,382千円	38,589千円

(損益計算書関係)

※1 商品及び製品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 2016年11月 1 日 至 2017年10月31日)	当事業年度 (自 2017年11月 1 日 至 2018年10月31日)
1,515千円	2,023千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年11月 1 日 至 2017年10月31日)	当事業年度 (自 2017年11月 1 日 至 2018年10月31日)
役員報酬	28,830千円	45,520千円
給与手当	30,873 "	59,216 "
減価償却費	5,463 "	3,992 "
広告宣伝費	27,581 "	103,171 "
支払手数料	39,565 "	31,640 "
貸倒引当金繰入額	865 "	△476 "
おおよその割合		
販売費	28.7 %	38.6 %
一般管理費	71.3 "	61.4 "

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年11月 1 日 至 2017年10月31日)	当事業年度 (自 2017年11月 1 日 至 2018年10月31日)
研究開発費	491千円	23,796千円

※4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年11月 1 日 至 2017年10月31日)	当事業年度 (自 2017年11月 1 日 至 2018年10月31日)
車両運搬具	36千円	—
計	36千円	—

※5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年11月 1 日 至 2017年10月31日)	当事業年度 (自 2017年11月 1 日 至 2018年10月31日)
建物	—	336千円
工具、器具及び備品	—	103千円
計	—	440千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	600	—	—	600
A種優先株式	105	—	—	105
合計	705	—	—	705
自己株式				
A種優先株式(注)	—	85	—	85
合計	—	85	—	85

(注) 優先株式の取得事由の発生に伴い取得したものであります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1, 3, 4	600	30,600	—	31,200
A種優先株式(注) 2	105	—	105	—
合計	705	30,600	105	31,200
自己株式				
A種優先株式(注) 1, 2	85	20	105	—
合計	85	20	105	—

(変動事由の概要)

1. 2017年11月30日にA種優先株主からの請求によりA種優先株式20株を自己株式として取得するのと引き換えに、A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。
2. 2017年12月13日開催の取締役会決議により、自己株式(A種優先株式)の全部を消却しております。
3. 2018年1月26日開催の取締役会決議により、同日付で普通株式1株につき50株の株式分割が行われております。これにより、普通株式が30,380株増加しております。
4. 2018年7月13日において、無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使により、普通株式が200株増加しております。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)	当事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)
現金及び預金	196,439千円	226,249千円
現金及び現金同等物	196,439千円	226,249千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

運転資金及び設備投資資金の調達に関しては、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等からの借り入れによる資金調達を実施する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払費用は流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、主に運転資金に関わる資金調達を目的としたものであります。このうち一部の借入については、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務経理課が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、43%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	196,439	196,439	—
(2) 売掛金	76,402	—	—
貸倒引当金(※)	△523	—	—
	75,879	75,879	—
資産計	272,319	272,319	—
(1) 買掛金	3,607	3,607	—
(2) 未払金	35,587	35,587	—
(3) 未払費用	11,097	11,097	—
(4) 未払法人税等	48,158	48,158	—
(5) 未払消費税等	18,764	18,764	—
(6) 社債	3,200	3,426	226
(7) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	164,100	164,711	611
負債計	284,515	285,352	837

(※) 売掛金については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、回収見込額等により時価を算定しています。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(7) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規の借入れを行う場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2017年10月31日)
敷金及び保証金	11,479

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	196,439	—	—	—
売掛金	76,402	—	—	—
合計	272,842	—	—	—

(注4) 社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	—	—	—	—	3,200	—
長期借入金	31,684	26,698	22,474	18,694	64,550	—
合計	31,684	26,698	22,474	18,694	67,750	—

当事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

運転資金及び設備投資資金の調達に関しては、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等からの借り入れによる資金調達を実施する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用は流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、主に運転資金に関わる資金調達を目的としたものであり、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務経理課が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、47%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	226,249	226,249	—
(2) 受取手形	129	129	—
(3) 売掛金	76,672	—	—
貸倒引当金(※)	△205	—	—
	76,467	76,467	—
資産計	302,846	302,846	—
(1) 未払金	44,958	44,958	—
(2) 未払費用	11,418	11,418	—
(3) 未払法人税等	33,606	33,606	—
(4) 未払消費税等	18,826	18,826	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	50,908	50,908	—
負債計	159,718	159,718	—

(※) 売掛金については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、回収見込額等により時価を算定しています。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2018年10月31日)
敷金及び保証金	11,065

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	226,249	—	—	—
受取手形	129	—	—	—
売掛金	76,672	—	—	—
合計	303,051	—	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	13,008	13,008	13,008	11,884	—	—
合計	13,008	13,008	13,008	11,884	—	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,500株	普通株式 750株
付与日	2015年1月28日	2016年3月16日
権利確定条件	発行時において当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員(出向社員を含む)であった者は、行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。その他の条件は新株予約権割当契約書に定めるところによる。	発行時において当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員(出向社員を含む)であった者は、行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。その他の条件は新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年1月29日から2025年1月24日まで	2018年3月17日から2026年3月14日まで

(注) 2018年1月26日付株式分割(1株につき50株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2017年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2015年1月27日	2016年2月25日
権利確定前(株)		
前事業年度末	3,500	750
付与	—	—
失効	3,500	—
権利確定	—	—
未確定残	—	750
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2018年1月26日付株式分割（1株につき50株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2015年1月27日	2016年2月25日
権利行使価格(円)	10,000	16,000
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 2018年1月26日付株式分割（1株につき50株）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 ー 千円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 ー 千円

当事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

1. Stock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) Stock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名	当社取締役 2名 当社従業員 14名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)	普通株式 750株	普通株式 767株
付与日	2016年3月16日	2018年2月15日
権利確定条件	発行時において当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員(出向社員を含む)であった者は、行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。その他の条件は新株予約権割当契約書に定めるところによる。	発行時において当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員(出向社員を含む)であった者は、行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。その他の条件は新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年3月17日から2026年3月14日まで	2020年2月15日から2028年1月25日まで

(注) 2018年1月26日付株式分割(1株につき50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2018年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2016年2月25日	2018年1月26日
権利確定前(株)		
前事業年度末	750	—
付与	—	767
失効	—	—
権利確定	750	—
未確定残	—	767
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	750	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	750	—

(注) 2018年1月26日付株式分割（1株につき50株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2016年2月25日	2018年1月26日
権利行使価格(円)	16,000	44,000
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 2018年1月26日付株式分割（1株につき50株）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 — 千円
 (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 — 千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2017年10月1日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,746千円
未払地方法人特別税	1,535 "
たな卸資産評価損	1,867 "
その他	1,164 "
繰延税金資産小計	8,313千円
評価性引当額	△528 "
繰延税金資産合計	7,785千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.5 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9 %
住民税均等割等	0.3 %
税額控除	△6.2 %
その他	△0.8 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.7 %

当事業年度(2018年10月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,696千円
未払地方法人特別税	1,103 "
税務上売上認識額	2,603 "
たな卸資産評価損	695 "
減価償却超過額	1,248 "
その他	342 "
繰延税金資産小計	8,689千円
評価性引当額	△742 "
繰延税金資産合計	7,946千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.5 %
(調整)	
住民税均等割等	0.3 %
税額控除	△6.6 %
その他	△0.2 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>28.0 %</u>

(資産除去債務関係)

前事業年度 (2017年10月31日)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度 (2018年10月31日)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2016年11月 1 日 至 2017年10月31日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、迷惑情報フィルタサービスの開発・提供を主な事業内容としております。

従いまして、当社の報告セグメントは「迷惑情報フィルタ事業」及び「その他事業」としております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「迷惑情報フィルタ事業」は、迷惑電話番号解析アルゴリズムを活用した、モバイル及び固定回線向けのアプリやサービス、同機能を強化した法人向けのサービス及び迷惑情報フィルタの新たな製品・サービスの開発・提供を行っております。

「その他事業」は、ホームページの制作運営支援システムや受託開発事業等を含んでおります。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		計	調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 2
	迷惑情報フィル タ事業	その他事業			
売上高					
外部顧客への売上高	459,214	132,769	591,984	—	591,984
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	459,214	132,769	591,984	—	591,984
セグメント利益	315,916	54,926	370,842	△179,241	191,600
セグメント資産	156,437	26,465	182,903	230,906	413,809
その他の項目					
減価償却費	12,673	5,964	18,638	2,137	20,776
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	44,397	13,980	58,377	7,667	66,044

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない当社の販売費及び一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは、運用資金(現金及び預金)及び管理部門等に係る資産等であります。
- (3) 減価償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに帰属しない全社資産の設備投資であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、迷惑情報フィルタサービスの開発・提供を主な事業内容としております。

従いまして、当社の報告セグメントは「迷惑情報フィルタ事業」及び「その他事業」としております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「迷惑情報フィルタ事業」は、迷惑電話番号解析アルゴリズムを活用した、モバイル及び固定回線向けのアプリやサービス、同機能を強化した法人向けのサービス及び迷惑情報フィルタの新たな製品・サービスの開発・提供を行っております。

「その他事業」は、ホームページの制作運営支援システムや受託開発事業等を含んでおります。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		計	調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 2
	迷惑情報フィル タ事業	その他事業			
売上高					
外部顧客への売上高	762,682	79,776	842,458	—	842,458
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	762,682	79,776	842,458	—	842,458
セグメント利益	423,085	42,425	465,510	△236,569	228,941
セグメント資産	183,465	23,565	207,031	262,119	469,150
その他の項目					
減価償却費	28,730	1,745	30,475	3,251	33,727
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	40,979	1,337	42,317	6,657	48,974

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない当社の販売費及び一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは、運用資金(現金及び預金)及び管理部門等に係る資産等であります。
- (3) 減価償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに帰属しない全社資産の設備投資であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク株式会社	349,265	迷惑情報フィルタ事業

当事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク株式会社	377,076	迷惑情報フィルタ事業
株式会社NTTドコモ	134,166	迷惑情報フィルタ事業
KDDI株式会社	118,349	迷惑情報フィルタ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2016年11月 1 日 至 2017年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年11月 1 日 至 2018年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2016年11月 1 日 至 2017年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年11月 1 日 至 2018年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2016年11月 1 日 至 2017年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年11月 1 日 至 2018年10月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	明田 篤	—	—	当社代表取締役	直接 80.9	債務被保証	当社銀行借入に 対する債務被保証(注)	114,100	—	—

(注) 当社の銀行借入に対する債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)	当事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)
1株当たり純資産額	37.07円	86.82円
1株当たり当期純利益金額	36.36円	47.75円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので、記載しておりません。
2. 当社は、2018年1月26日付で普通株式1株につき50株、2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)	当事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	109,416	147,942
普通株主に帰属しない金額(千円)	340	—
(うち優先配当額(千円))	(340)	(—)
普通株式に係る当期純利益(千円)	109,076	147,942
普通株式の期中平均株式数(株)	3,000,000	3,098,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第2回新株予約権 (新株予約権の数4個) 第3回新株予約権 (新株予約権の数12個) 第4回新株予約権 (新株予約権の数15個)	第4回新株予約権 (新株予約権の数15個) 第5回新株予約権 (新株予約権の数767個)

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2017年10月31日)	当事業年度 (2018年10月31日)
純資産の部の合計額(千円)	119,722	270,864
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	8,500	—
(うち優先株式払込金額(千円))	(6,800)	(—)
(うち優先配当額(千円))	(1,700)	(—)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	111,222	270,864
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,000,000	3,120,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2016年11月1日 至 2017年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

1 スtock・オプションとしての新株予約権の発行に関する事項

当社は、2018年10月26日開催の臨時株主総会及び同日開催の臨時取締役会決議に基づき、業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、2018年11月22日に当社の取締役及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行いたしました。

当該新株予約権の発行内容は以下のとおりであります。

名称	第6回新株予約権
発行決議日	2018年10月26日
新株予約権の割当日	2018年11月22日
新株予約権の数	889個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 889株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使価額	1個につき70,000円
新株予約権の行使期間	2020年11月22日から 2028年10月25日まで
新株予約権の行使の条件	(注)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 23名

- (注) 1. 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員(出向社員を含む)であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。なお、新株予約権を割り当てられた者(以下「新株予約権者」という)が、次の事由に該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。
- イ) 取締役、監査役および従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為または当社の利益を害する行為を行った場合。ただし、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができない。
3. 新株予約権者は、当社株券が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使することができる。

2 株式分割に関する事項

当社は、2019年1月16日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、以下のとおり定款の一部変更及び株式分割を実施しております。

(1) 株式分割の目的

株式の分割により、投資単位当たりの金額を引き下げ、より一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の割合及び時期

2019年1月16日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式1株につき、100株の割合をもって分割しております。

(3) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	31,200株
今回の分割により増加する株式数	3,088,800株
株式分割後の発行済株式総数	3,120,000株
株式分割後の発行可能株式総数	10,000,000株

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して（1株当たり情報）を算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【注記事項】

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)
減価償却費	7,285千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期損益計算書 計上額 (注) 2
	迷惑情報 フィルタ事業	その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	193,836	20,994	214,831	—	214,831
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	193,836	20,994	214,831	—	214,831
セグメント利益	144,114	12,298	156,412	△53,375	103,037

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない当社の販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)
1株当たり四半期純利益金額	21円49銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	67,050
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	67,050
普通株式の期中平均株式数(株)	3,120,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第6回新株予約権 (新株予約権の数889個)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので、記載しておりません。
2. 当社は、2019年1月16日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

【附属明細表】（2018年10月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	9,241	1,572	880	9,932	1,885	671	8,047
構築物	1,009	3,680	—	4,689	310	210	4,379
車両運搬具	3,111	—	399	2,712	2,468	244	244
工具、器具及び備品	61,166	8,277	8,297	61,145	33,925	16,611	27,220
有形固定資産計	74,527	13,530	9,577	78,480	38,589	17,736	39,890
無形固定資産							
のれん	2,476	—	2,476	—	—	—	—
特許権	5,948	1,359	—	7,307	1,570	839	5,736
商標権	1,110	191	—	1,301	567	302	734
ソフトウェア	67,420	37,787	179	105,027	54,347	14,848	50,680
その他	7,650	30,957	35,599	3,007	—	—	3,007
無形固定資産計	84,605	70,295	38,255	116,645	56,485	15,990	60,159
長期前払費用	3,740	220	1,137	2,823	1,273	587	1,550

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具器具備品	(検証機)	1,062千円
	(PC)	2,922 "
	(サーバ)	4,292 "
ソフトウェア	(社内システム)	36,589 "
その他(ソフトウェア仮勘定)	(社内システム)	28,757 "

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債	2015年 3月31日	3,200	—	1.9	無担保社債	2022年 3月31日
合計	—	3,200	—	—	—	—

(注) 転換社債型新株予約権付社債の内容

新株予約権の 発行価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額の 総額 (千円)	新株予約権の行使 により発行した 株式の発行価額 の総額(千円)	新株予約権 の付与割合 (%)	新株予約権 の行使期間	代用払込みに 関する事項
無償	16,000	3,200	3,200	100	自 2015年4月1日 至 2022年3月31日	(注)

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	31,684	13,008	0.6	—
長期借入金(1年以内に返済予定の ものを除く)	132,416	37,900	0.6	2022年9月1日
合計	164,100	50,908	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	13,008	13,008	11,884	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,458	484	413	961	568
受注損失引当金	788	—	—	788	—

- (注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額919千円及び債権回収による戻入額42千円であります。
2. 受注損失引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、損失負担見込額の減少による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2018年10月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	226, 249
合計	226, 249

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ヤマイチテクノ	129
合計	129

期日別内訳

期日	金額(千円)
2019年2月満期	129
合計	129

③ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ソフトバンク株式会社	36, 277
KDDI株式会社	11, 714
大阪府高槻市	5, 641
中部テレコミュニケーション株式会社	4, 588
株式会社ジェイトラスト	1, 829
その他	16, 621
合計	76, 672

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
76,402	711,490	711,220	76,672	90.3	39.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

④ 商品及び製品

区分	金額(千円)
固定電話向け迷惑情報フィルタ端末	21,900
ビジネスフォン向け迷惑情報フィルタ端末	6,370
合計	28,271

⑤ 仕掛品

品名	金額(千円)
受託開発	8,555
自治体関連事業	371
ホームページ制作請負	95
合計	9,022

⑥ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
商品関連部材等	1,160
合計	1,160

⑦ 未払金

支払先	金額(千円)
従業員給与	17,739
ディーエムソリューションズ株式会社	3,963
Supership株式会社	3,780
株式会社リーピー	2,700
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1,732
その他	15,042
合計	44,958

⑧ 未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	18,942
住民税	3,585
事業税	11,079
合計	33,606

⑨ 前受金

相手先	金額(千円)
株式会社NTTドコモ	13,050
McAfee, LLC.	7,500
KDDI株式会社	5,538
その他	6,202
合計	32,291

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年10月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日 毎年10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店(注)1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL: https://tobila.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年 8月10日	ソースネクスト株式会社 代表取締役社長 松田 憲幸	東京都港区 東新橋一丁目5番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	トピラスシステムズ株式会社 代表取締役 明田 篤	愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号	当社	A種優先株式 85	36,558,500 (430,100) (注)4	当社資本政策のため
2017年 11月30日	—	—	—	松下 智樹	東京都港区	特別利害関係者等(当社の取締役副社長、大株主上位10名)	A種優先株式 △20 普通株式 20	—	(注)6
2018年 3月22日	明田 篤	愛知県名古屋市中区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	松下 智樹	東京都港区	特別利害関係者等(当社の取締役副社長、大株主上位10名)	568	24,992,000 (44,000) (注)5	当社へのコミットメント向上のため
2018年 3月22日	明田 篤	愛知県名古屋市中区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	後藤 敏仁	岐阜県大垣市	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	454	19,976,000 (44,000) (注)5	当社へのコミットメント向上のため
2018年 7月1日	株式会社日本政策金融公庫 代表取締役 総裁 田中 一徳	東京都千代田区丸の内一丁目9番4号	—	トピラスシステムズ株式会社 代表取締役 明田 篤	愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号	当社	第3回 新株 予約権 600	16,800,000 (28,000) (注)7	当社資本政策のため
2018年 7月13日	—	—	—	株式会社Kips 代表取締役 國本 行彦	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	200	3,200,000 (16,000) (注)8	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2016年11月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的關係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的關係会社

4. 移動価格の算定方式は次のとおりです。

(取得価額計算式)

1株あたりのA種優先株式強制取得金額

= 発行価額 $\times$ 1% $\times$ n (払込期日からの経過年数) + 強制償還日に残余財産分配が行われたと仮定した場合に算出されるA種優先残余財産分配金相当額

5. 移動価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、当事者間の協議の上決定しております。
6. 2017年11月30日付で、A種優先株式の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後2017年12月13日付で当該A種優先株式を消却しております。なお、当社は、2018年1月26日開催の定時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
7. 移動価格の算定方式は次のとおりです。
(株式の時価－行使価額) $\times$ 新株予約権の行使により発行すべき株式数
8. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2018年2月15日	2018年11月22日
種類	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 767株	普通株式 889株
発行価格	1株につき44,000円(注)3	1株につき70,000円(注)3
資本組入額	22,000円	35,000円
発行価額の総額	33,748,000円	62,230,000円
資本組入額の総額	16,874,000円	31,115,000円
発行方法	2018年1月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2018年10月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2018年10月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき44,000円	1株につき70,000円
行使期間	2020年2月15日から 2028年1月25日まで	2020年11月22日から 2028年10月25日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得をするときは、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得をするときは、当社取締役会の承認を要する。

5. 2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
後藤 敏仁	岐阜県大垣市	会社役員	300	13,200,000 (44,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名 (当社の取締役)
松下 智樹	東京都港区	会社役員	150	6,600,000 (44,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役副社長)
藤井 智康	愛知県稲沢市	執行役員	50	2,200,000 (44,000)	当社従業員
佐々木 貴浩	愛知県名古屋瑞穂区	会社員	30	1,320,000 (44,000)	当社従業員
菊地 耕平	大阪府豊中市	会社員	30	1,320,000 (44,000)	当社従業員
柘植 悠孝	愛知県海部郡蟹江町	会社員	30	1,320,000 (44,000)	当社従業員
遠藤 朋宏	愛知県名古屋市中区	会社員	25	1,100,000 (44,000)	当社従業員
岸本 和也	愛知県名古屋守山区	会社員	22	968,000 (44,000)	当社従業員
渡辺 一彦	愛知県春日井市	会社員	20	880,000 (44,000)	当社従業員
村田 諭	愛知県名古屋西区	会社員	20	880,000 (44,000)	当社従業員
太田 遼	愛知県名古屋緑区	会社員	20	880,000 (44,000)	当社従業員
瀬戸口 隼	愛知県名古屋名東区	会社員	20	880,000 (44,000)	当社従業員
手島 匠	大阪府高槻市	会社員	20	880,000 (44,000)	当社従業員
大嶋 健二	愛知県一宮市	会社員	10	440,000 (44,000)	当社従業員
加藤 大輔	愛知県名古屋熱田区	会社員	10	440,000 (44,000)	当社従業員
西垣 優史	愛知県長久手市	会社員	10	440,000 (44,000)	当社従業員

(注) 2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
後藤 敏仁	岐阜県大垣市	会社役員	600	42,000,000 (70,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名 (当社の取締役)
藤井 智康	愛知県稲沢市	執行役員	100	7,000,000 (70,000)	当社従業員
佐々木 貴浩	愛知県名古屋市長区	会社員	30	2,100,000 (70,000)	当社従業員
高比良 優	愛知県清須市	会社員	20	1,400,000 (70,000)	当社従業員
小林 武史	愛知県名古屋市中区	会社員	10	700,000 (70,000)	当社従業員
山下 真弘	愛知県あま市	会社員	10	700,000 (70,000)	当社従業員
高野 聡	愛知県名古屋市中区	会社員	10	700,000 (70,000)	当社従業員
五十嵐 悠也	愛知県名古屋市中区	会社員	10	700,000 (70,000)	当社従業員
永井 雄太	愛知県名古屋市中区	会社員	10	700,000 (70,000)	当社従業員
高坂 裕	愛知県名古屋市中区	会社員	10	700,000 (70,000)	当社従業員
森 将史	愛知県名古屋市中区	会社員	10	700,000 (70,000)	当社従業員
松澤 良亮	愛知県名古屋市中区	会社員	10	700,000 (70,000)	当社従業員
伊藤 圭	愛知県名古屋市中区	会社員	10	700,000 (70,000)	当社従業員
村松 康彦	愛知県刈谷市	会社員	10	700,000 (70,000)	当社従業員
杉山 正樹	愛知県名古屋市中区	会社員	4	280,000 (70,000)	当社従業員
舟橋 慶太	愛知県名古屋市中区	会社員	4	280,000 (70,000)	当社従業員
今川 裕也	愛知県名古屋市中区	会社員	4	280,000 (70,000)	当社従業員
大和田 貢一	東京都港区	会社員	4	280,000 (70,000)	当社従業員
大海 真平	東京都文京区	会社員	4	280,000 (70,000)	当社従業員
前田 健一郎	神奈川県藤沢市	会社員	4	280,000 (70,000)	当社従業員
島本 和季	兵庫県神戸市中央区	会社員	4	280,000 (70,000)	当社従業員
川口 新一郎	大阪府東大阪市	会社員	4	280,000 (70,000)	当社従業員
林 敬太	大阪府大阪市住之江区	会社員	4	280,000 (70,000)	当社従業員
岩渕 るみ	愛知県名古屋市中区	会社員	3	210,000 (70,000)	当社従業員

(注) 2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
明田 篤(注)※1、2	愛知県名古屋市中区	2,407,800	71.65
松下 智樹(注)※1、3	東京都港区	661,800 (15,000)	19.69 (0.45)
後藤 敏仁(注)※1、4	岐阜県大垣市	135,400 (90,000)	4.03 (2.68)
結城 卓也(注)※5	愛知県名古屋市中区	25,000 (25,000)	0.74 (0.74)
岩井 健治(注)※6	愛知県名古屋市中区	25,000 (25,000)	0.74 (0.74)
坂倉 翼(注)※6	東京都大田区	25,000 (25,000)	0.74 (0.74)
株式会社Kips(注)※1	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	20,000	0.60
藤井 智康(注)※7	愛知県稲沢市	15,000 (15,000)	0.45 (0.45)
佐々木 貴浩(注)※6	愛知県名古屋市中区	6,000 (6,000)	0.18 (0.18)
菊地 耕平(注)※6	大阪府豊中市	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)
柘植 悠孝(注)※6	愛知県海部郡蟹江町	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)
遠藤 朋宏(注)※6	愛知県名古屋市中区	2,500 (2,500)	0.07 (0.07)
岸本 和也(注)※6	愛知県名古屋市中区	2,200 (2,200)	0.07 (0.07)
渡辺 一彦(注)※6	愛知県春日井市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
村田 諭(注)※6	愛知県名古屋市中区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
太田 遼(注)※6	愛知県名古屋市中区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
瀬戸口 隼(注)※6	愛知県名古屋市中区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
手島 匠(注)※6	大阪府高槻市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
高比良 優(注)※6	愛知県清須市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
大嶋 健二(注)※6	愛知県一宮市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
加藤 大輔(注)※6	愛知県名古屋市中区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
西垣 優史(注)※6	愛知県長久手市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
小林 武史(注)※6	愛知県名古屋市中区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
山下 真弘(注)※6	愛知県あま市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
高野 聡(注)※6	愛知県名古屋市中区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
五十嵐 悠也(注)※6	愛知県名古屋市中区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
永井 雄太(注)※6	愛知県名古屋市中区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
高坂 裕(注)※6	愛知県名古屋市中千種区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
森 将史(注)※6	愛知県名古屋市中村区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
松澤 良亮(注)※6	愛知県名古屋市中村区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
伊藤 圭(注)※6	愛知県名古屋市中区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
村松 康彦(注)※6	愛知県刈谷市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
杉山 正樹(注)※6	愛知県名古屋市中村区	400 (400)	0.01 (0.01)
舟橋 慶太(注)※6	愛知県名古屋市中村区	400 (400)	0.01 (0.01)
今川 裕也(注)※6	愛知県名古屋市中川区	400 (400)	0.01 (0.01)
大和田 貢一(注)※6	東京都港区	400 (400)	0.01 (0.01)
大海 真平(注)※6	東京都文京区	400 (400)	0.01 (0.01)
前田 健一郎(注)※6	神奈川県藤沢市	400 (400)	0.01 (0.01)
島本 和季(注)※6	兵庫県神戸市中央区	400 (400)	0.01 (0.01)
川口 新一郎(注)※6	大阪府東大阪市	400 (400)	0.01 (0.01)
林 敬太(注)※6	大阪府大阪市住之江区	400 (400)	0.01 (0.01)
岩淵 るみ(注)※6	愛知県名古屋市中村区	300 (300)	0.01 (0.01)
計	—	3,360,600 (240,600)	100.00 (7.16)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名） 2 特別利害関係者等（当社の代表取締役） 3 特別利害関係者等（当社の取締役副社長） 4 特別利害関係者等（当社の取締役） 5 特別利害関係者等（当社の監査等委員である取締役） 6 当社の従業員 7 当社の執行役員

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2019年3月22日

トピラスシステムズ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 寛 尚 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 川 雄 城 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトピラスシステムズ株式会社の2016年11月1日から2017年10月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピラスシステムズ株式会社の2017年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年3月22日

トピラスシステムズ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 寛 尚 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 川 雄 城 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトピラスシステムズ株式会社の2017年11月1日から2018年10月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピラスシステムズ株式会社の2018年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年3月22日

トビラシシステムズ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 寛 尚 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 川 雄 城 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトビラシシステムズ株式会社の2018年11月1日から2019年10月31日までの第13期事業年度の第1四半期会計期間(2018年11月1日から2019年1月31日まで)及び第1四半期累計期間(2018年11月1日から2019年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、トビラシシステムズ株式会社の2019年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

